

官報

号外

昭和二十七年五月二十日

第十三回 衆議院會議録第四十三号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)

議事日程 第四十二号

午後一時開議

第一 議員川崎秀二君懲罰事犯の件

第二 港灣法の一部を改正する法律案(岡田五郎君外四名提出)

第三 昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額總計算書

第四 昭和二十五年年度国有財産無償貸付状況總計算書

第五 ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 石油及び可燃性天然ガス資源開発法案(内閣提出)

第七 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院回付)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第二 港灣法の一部を改正する法律案(岡田五郎君外四名提出)

日程第三 昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額總計算書

日程第四 昭和二十五年年度国有財産無償貸付状況總計算書

日程第五 ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 石油及び可燃性天然ガス資源開発法案(内閣提出)

日程第七 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約

第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第二 港灣法の一部を改正する法律案(岡田五郎君外四名提出)

日程第三 昭和二十五年年度国有財産増減及び現在額總計算書

日程第四 昭和二十五年年度国有財産無償貸付状況總計算書

日程第五 ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 石油及び可燃性天然ガス資源開発法案(内閣提出)

日程第七 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約

午後二時八分開議

○議長(林義治君) これより會議を開きます。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林義治君) 参議院から、内閣提出、警察予備隊令の一部を改正する等の法律案、及び本院提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を逐次議題となすに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

まず警察予備隊令の一部を改正する等の法律案の参議院回付案を議題といたします。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月十六日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治

(小字及び一は参議院修正)

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

(将来存続すべき命令)

第二條 前條に規定する命令は、

日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、当分の間、法律としての効力を有するものとする。

附則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

○議長(林義治君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(本院提出、参議院回付)

○議長(林義治君) 次に国立学校設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月十九日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治

(小字及び一は参議院修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表文部省の項中

「六二、五六」人を「六二、六二二」人に「六〇、九六一」人を「六一、〇二二」人に「六三、〇〇二」人を「六三、〇七二」人に、同表運輸省の項中「二三、八二九」人を「二三、八一七」人に「二八、三三〇」人を「二八、三八八」人に、同表合計の項中「八四一、六七三」人を「八四一、七二二」人に改める。

○議長（林譲治君） 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君） 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

○議長（林譲治君） 日程第一は延期されんことを望みます。

○議長（林譲治君） 顧永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（林譲治君） 御異議なしと認めます。よつて日程第一は延期するに決しました。

第二 港灣法の一部を改正する法律案

（岡田五郎君外四名提出）

○議長（林譲治君） 日程第二、港灣法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長岡村利右衛門君。

港灣法の一部を改正する法律案

港灣法の一部を改正する法律案
港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第三十三條の規定により指定され、若しくは設立された地方公共団体」を「第三十三條の規定による地方公共団体に改める。
第四條第六項に次の但書を加える。

但し、港灣法の港の区域の定めのある港灣について、経済的に一体の港灣として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために港灣法の港の区域をこえることがやむをえないときは、当該港の区域をこえて認可することができ。

第十一條中「第七十一條から第八十條まで」を「第七十二條から第八十條まで」に改める。

第十六條第二項を次のように改める。

2 港務局を組織する地方公共団体の数が三をこえるものに置かれる委員会にあつては、前項の規定にかかわらず、十一人に達するまで委員の数を増加することができ。

第十六條に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する委員の定数は、次條第一項第二号但書の規定による委員の数の倍数をこえるものでなければならぬ。

第十七條第一項第二号但書を次のように改める。

但し、港務局を組織する地方公共団体のそれぞれの議会が推薦した議員の中から、一地方公共団体について一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。

第三十七條第一項中「港灣区域」その区域外百メートル以内の区域を含む」を「港灣区域内において又は港灣区域外百メートル以内の地域であつて港灣管理者の長が指定した地域」に、「水域の一部」を「水域若しくは地域の一部分」に、同條第二項中「與えるものでない限り、許可しなればならない」を「與えるものであるときは、許可してはならない」に改め、同條第四項中「港灣管理者は、」を「港灣管理者の長は、公有水面に係るに、」に、「港灣施設」を「水域施設、外かく施設若しくはけい留施設」に改め、同條に次の一項を加える。

5 前項の水域占用料又は土砂採取料は、当該港灣管理者の収入に帰属するものとする。

第三十七條の次に次の一條を加える。

第三十七條の二 港灣管理者の長は、左の各号の一に該当する者に対して、前條の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した施設につきその改築、移転、撤去若しくは原状の回復を命ずることができる。

一 前條の規定による許可に附した条件に違反した者
二 詐欺其の他不正な手段により前條の許可を受けた者
第四十三條の三の次に次の一條を加える。

（受益者の負担）

第四十三條の四 港灣工事によつて著しく利益を受ける者があるときは、港灣管理者は、その者に、その利益を受ける限度において、その港灣工事の費用の一部を負担させることができる。

附則に次の二項を加える。

8 昭和二十七年年度において、関係地方公共団体がする港灣工事の費用について、国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、港灣管理者が設立され、且つ、港灣管理者においてその港灣工事を行うべきときは、国は、昭和二十八年三月三十一日までは、第四十二條又は第四十三條の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港灣管理者のする港灣工事の費用について、負担し、又は補助するものとする。

9 昭和二十七年年度において、運輸大臣が自らする港灣工事の費用について、国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において、港灣管理者が設立され、且つ、運輸大臣が、当該港灣管理者との協議により、引き続き当該港灣工事を自らするときは、国又は当該港灣管理者は、昭和二十八年三月三十一日までは、第五十二條第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、運輸大臣のする港灣工事の費用について、負担するものとする。

合をもつて、運輸大臣のする港灣工事の費用について、負担するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

港灣法の一部を改正する法律案（岡田五郎君外四名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔岡村利右衛門君登壇〕

○岡村利右衛門君 ただいま議題となりました港灣法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。まず本法案の趣旨を簡単に説明いたします。

港灣法が施行されて約二箇年になりますが、この二箇年にわたる施行状況を検討いたしますと、港灣管理者の設立を円滑ならしめ、その事務の遂行を万全ならしむるためには、港務局の委員の数、委員の欠格条件、あるいは港灣区域の認可の条件等について実情に適しない点があるのであります。よつて、これらの諸点を改正することとに、その他の現行法の不備を補修しようとするのが、本法案の目的とすることとあります。

次に、その内容のおもな点を申し上げます。

まず第一点は、現行法によりまして、地方公共団体の議会の議員は、一

港務局について一名を限り委員になれ
ることになっておるのでありますが、
港務局と地方議会との連絡を密にする
必要がありまゝです。関係地方公共団
体の議会から一名ずつ委員になり得る
ようにしようとするものであります。

第二点は、港務局の委員の数を、関
係地方公共団体が三つを越える場合
は、十一名まで委員を増加し得ること
としたのであります。

第三点は、港務区域の設定に際し、
必要やむを得ない場合は、港域法の区
域を越えてこれを設定し得るようにし
ようとするのであります。

第四点は、負担の公平を期するた
め、新たに受益者負担制度を設けよう
とするのであります。

本法案は、去る五月九日、本委員会
に付託され、翌十日提出者より提案理
由の説明を聴取し、十五日質疑に入り
まして、提案者と委員との間に熱心な
質疑が行われましたが、その内容は
会議録に譲ることといたします。

次に、討論を省略いたしましたして、た
だちに採決の結果、本法案は起立議員
をもつて原案通り可決すべきものと議
決いたしました次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。(拍
手)

○議長(林謙治君) 採決いたします。
本案は委員長報告の通り決するに御異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(林謙治君) 御異議なしと認め
ます。よつて本案は委員長報告の通り
可決いたしました。

第三 昭和二十五年年度国有財産増
減及び現在額総計算書

第四 昭和二十五年年度国有財産無
償貸付状況総計算書

○議長(林謙治君) 日程第三、昭和二
十五年度国有財産増減及び現在額総計
算書、日程第四、昭和二十五年年度有
財産無償貸付状況総計算書、右両件を
一括して議題といたします。委員長の
報告を求めます。決算委員長中垣國男
君。

昭和二十五年年度国有財産増減及び現
在額総計算書に関する報告書
昭和二十五年年度国有財産無償貸付状
況総計算書に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔中垣國男君登壇〕
○中垣國男君 ただいま議題となりま
した昭和二十五年年度国有財産増減及び
現在額総計算書並びに国有財産無償貸
付状況総計算書につきまして、決算委
員会における審議の経過並びに結果を
御報告申し上げます。

まず昭和二十五年年度国有財産増減及
び現在額総計算書について御説明いた
しますと、昭和二十五年年度に増加いた
しました国有財産の総額は六百二十七
億六千八百余万円であり、減少いたし
ました国有財産の総額は四百三十九億

一千百八十余万円でありまして、差引百八
十八億五千七百八十余万円の純増加となつ
ております。従いまして、前年度末現
在額二千五百二十七億八千八百余万円
に右純増加額を加算いたしました二千
七百六十六億四千五百余万円が昭和二十
五年年度末における国有財産の総額でござ
います。この総額の内訳を申し上げます。
まず、行政財産は九百三十九億六千
四百余万円、普通財産は千七百八十億
八千八百余万円となっております。

次に昭和二十五年年度国有財産無償貸
付状況総計算書について御説明いたし
ますと、昭和二十五年年度に増加いたし
ました無償貸付国有財産の総額は五千
百八十余万円、減少いたしました総額は千
百八十余万円でありまして、差引三千九百
余万円の純増加となっております。こ
れを前年度末現在額三千余万円に加算
いたしました昭和二十五年年度末におけ
る無償貸付国有財産の現在額の総額は
七千九百八十余万円です。なお本年度に
おいて増加いたしましたおもな事由
は、生活困窮者の収容施設として貸し
付けた分四千三百余万円の増加による
ものであります。

以上が本件の大要であります。本
委員会は、四月二十五日以来、会計検
査院及び政府当局の説明を聴取し、慎重
審議いたしました上、五月十六日討
論を省略して採決に入りましたところ
ろ、多数をもつて右両件を是認すべき
ものと議決した次第でございます。な

お委員会における審議の詳細は速記録
について御了承願いたいと存じます。
右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林謙治君) 両件を一括して採
決いたします。両件を委員長の報告の
通り決するに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(林謙治君) 起立多数。よつて
両件とも委員長報告の通り決しまし
た。

第五 ドイツ工業所有権特別措置
置令の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕

第六 石油及び可燃性天然ガス資
源開発法案〔内閣提出〕

○議長(林謙治君) 日程第五、ドイツ
工業所有権特別措置置令の一部を改正
する法律案、日程第六、石油及び可燃
性天然ガス資源開発法案、右両案を一
括して議題といたします。委員長の報
告を求めます。通商産業委員長中村純
一君。

ドイツ工業所有権特別措置置令の
一部を改正する法律案
ドイツ工業所有権特別措置置令
の一部を改正する法律

ドイツ工業所有権特別措置置令
(昭和二十五年政令第四号)の一部を
次のように改正する。

第一條の前に次の目次及び章名を
加える。
目次
第一章 総則(第一條)

第二章 特許(第二條―第十六條)
第三章 実用新案及び意匠(第二十
七條)

第四章 商標(第十八條―第二十
九條)

第五章 罰則(第三十條)

附則

第一章 総則

第一條を次のように改める。

〔定義〕
第一條 この政令において「ドイツ
人」とは、ドイツ財産管理令(昭和
二十五年政令第二百五十二号)第
二條第二項のドイツ人、同條第三
項の準ドイツ人及び同條第四項の
ドイツ系法人をいう。

2 この政令において「ドイツ財産」
とは、ドイツ財産管理令第二條第
十二項のドイツ財産をいう。

3 この政令において「三國」とは、
昭和二十年のベルリン會議の議事
の議定書に基いてドイツ財産を処
分の権利を有するアメリカ合衆
国、グレート・ブリテン及び北部
アイルランド連合王国及びフラン
スをいう。

第一條の次に次の章名を加える。

第二章 特許

第二條第一項中「昭和二十年九月
十三日」を「昭和二十年九月二十日」
に改め、「実用新案権又は意匠権」
及び「(実用新案法(大正十年法律第
九十七号)第二十六條又は意匠法(大
正十年法律第九十八号)第二十五條
において準用する場合を含む。以下
同じ。)」を削り、同條第二項中、実
用新案権又は意匠権を削り、「これ
らに関する」を「これに関する」に改
める。

第三條の見出し中「特許料等の不納による」を削り、同條中「昭和二十九年九月十三日」を「昭和二十九年九月二十日」に改め、「若しくは考案」及び「実用新案權又は意匠權」を削り、同條に次の但書を加える。

但し、ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許權にあつては、その指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月を経過した日後、三國が譲り渡した特許權にあつては、その譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月を経過した日後は、この限りでない。

第四條第一項中「実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは商標登録出願（商標及び団体標章の登録出願並びに商標權、標章權及び団体標章權の存続期間更新の登録出願を含む。以下同じ。）を削り、「昭和二十九年九月十三日」を「昭和二十九年九月二十日」に改め、同條第二項中「実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは商標登録出願」を削り、「昭和二十九年九月十三日」を「昭和二十九年九月二十日」に改め、同條第三項中「実用新案公報、意匠公報又は商標公報」を削り、同條第四項中「実用新案權又は意匠權」を削る。

第四條の次に次の十二條及び三章を加える。

(特許の取消)

第五條 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる特許權について特許を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その旨を特許公報で公告しなければならない。

2 前項の請求について異議がある者は、同項の規定による公告の日から六十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、特許庁長官に異議の申立をすることが出来る。

3 特許庁長官は、前項の異議の申立があつたときは、その申立に係る異議を三國に通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項の期間内に異議の申立がないとき、又は同項の期間内に異議の申立があつた場合において、三國から第一項の請求を変更しない旨の通知を受けたときは、当該特許權について特許を取り消さなければならない。

(特許出願の無効)

第六條 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる特許を受けるの權利に係る特許出願を無効とすべき旨の請求を受けたときは、その旨を特許公報で公告しなければならない。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 特許庁長官は、前項において準用する前條第四項の規定により特許出願を無効としたときは、特許庁において出願書類及び附屬物件を公衆の閲覧に供するとともに、その出願に係る発明の明細書及び図面を特許公報に記載しなければならない。

(特許又は登録の除外)

第七條 前條第二項において準用する第五條第四項の規定により無効とされた特許出願の出願書類に記載された発明若しくは考案と同一の発明又は同一若しくは類似の考案については、特許し、又は実用

新案若しくは意匠の登録をしない。但し、その特許出願前の出願に係る発明又は考案については、この限りでない。

2 特許又は登録が前項の規定に違反してされたときは、審判によりこれを無効としなければならない。

3 前項の規定による特許又は登録の無効は、特許法第八十四條條第一項第一号の特許の無効又は実用新案法（大正十年法律第九十七号）第二十二條第一項第一号若しくは意匠法（大正十年法律第九十八号）第二十二條第一項第一号の登録の無効とみなし、これらの法律中特許又は登録の無効に関する規定を適用する。

4 第二項の無効の審判については、特許法第八十五條第一項及び実用新案法第二十三條第一項の規定は、適用しない。

(特許料に関する特例)

第八條 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許權については、特許証主は、特許法第六十九條第一項前段の規定にかかわらず、その指定の日に属する特許年度（特許法第四十三條第一項に規定する十五年の各年をいう。以下同じ。）以前の特許年度についての特許料で、まだ納付していないものを、その指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月以内に納付することができる。

2 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許權の特許料で、納付すべき期

限が既に到来し、又はその指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月以内に到来するものについては、同号の規定による公告の日から六月以内は、特許法第六十九條第一項後段の規定は、適用しない。

第九條 三國が譲り渡したドイツ財産たる特許權については、特許証主は、特許法第六十九條第一項前段の規定にかかわらず、その譲渡の日に属する特許年度以前の特許年度についての特許料で、まだ納付していないものを、その譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月以内に納付することができる。

2 三國が譲り渡したドイツ財産たる特許權の特許料で、納付すべき期限が既に到来し、又はその譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月以内に到来するものについては、同号の規定による公告の日から三月以内は、特許法第六十九條第一項後段の規定は、適用しない。

第十條 第八條第一項又は前條第一項に規定する特許權は、同項の期間内に特許料の納付がないときは、その指定又は譲渡の日にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(実施權の消滅)

第十一條 三國の許諾により設定されたドイツ財産たる特許權に係る特許発明の実施權は、三國の決定に基づき特許庁長官が指定したときは、その指定の日に消滅する。

(損害賠償請求權等)

第十二條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた特許權については、昭和二十九年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における特許発明の実施に対する報酬又は特許權の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

(不実施期間の特例)

第十三條 ドイツ財産であつた特許權については、昭和二十九年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、特許法第四十一條第一項及び第二項に規定する期間に算入しない。

(審判の除外期間の特例)

第十四條 ドイツ財産であつた特許權については、昭和二十九年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、特許法第八十五條第一項に規定する期間に算入しない。

(公告)

第十五條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

一 第五條第四項の規定により特許を取り消したとき。

二 第六條第二項において準用する第五條第四項の規定により特許出願を無効としたとき。

三 第十一條の規定による指定をしたとき。

四 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が特許權又は特許を受けるの權利を指定したとき。

五 三國からドイツ財産たる特許權又は特許を受けるの權利を譲り渡した旨の通知があつたとき。

六 三国からドイツ財産たる特許権の存続期間が終了した旨の通知があつたとき。

(ドイツ財産からの除外)

第十六條 ドイツ財産たる特許権又は特許を受ける権利で、三国が譲り渡したものは、その譲渡の日からドイツ財産でなくなるものとする。

第三章 実用新案及び意匠

第十七條 第二章(第十三條を除く)の規定は、実用新案及び意匠に關し準用する。

第四章 商標

(商標権の回復)

第十八條 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権、商標権及び団体商標権を含む。以下同じ。で、商標法(大正十年法律第九十九号)第十條の存続期間の終了により消滅したものは、その存続期間の終了の時にさかのぼつて回復する。

(権利消滅の除外)

第十九條 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権に關しては、商標法第十條の規定は、適用しない。但し、ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した商標権については、その指定に係る第二十八條第七号の規定による公告の日から九月を経過したときは、この限りでない。

(商標の登録に關する特例)

第二十條 第二十九條第一項において準用する第五條第四項の規定により登録を取り消された商標(商標法第二十六條第一項の標章及び

同法第二十七條第一項の団体標章を含む。以下同じ。)と同一又は類似の商標で、その登録を取り消された商標に係る指定商品(商標法第五條の規定により指定した商品)をいう。以下同じ。)と同一又は類似の商品に使用するものについては、登録(商標権の存続期間更新の登録を除く)をしない。但し、その取消に係る第二十八條第五号の規定による公告の日から一年を経過した後の出願に係る商標及び左に掲げる者がその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品について出願するその商標と同一の商標(第二号及び第三号に掲げる者にあつては、その商標と同一又は類似の商標を使用した他人の商品との混同を防ぐのに適當な表示を附したものを。以下同じ)については、この限りでない。

一 ドイツ財産管理令第四條の規定により三国に帰属したものとされた日(同令第二條第五項のドイツ人財産以外のドイツ財産たる商標権については、その登録の取消の日)においてその登録を取り消された商標の商標権者であつた者又はその承継人

二 国内においてその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に使用している者で、三国の決定に基づき特許庁長官が指定するもの

三 日本国との平和條約の最初の効力の発生の際現にその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に専ら使用する権利で外国の法令に基づくものを有していた者又はその権利の承継人で、引き続きその権利を行使しているもの

2 前項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録の出願については、商標法第二條第一項第八号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。但し、その取消に係る第二十八條第五号の規定による公告の日から一年(前項但書第二号及び第三号に掲げる者がする出願については、政令で定める期間)を経過した後に出願については、この限りでない。

3 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録を出願した場合において、その出願に係る商標が他人(同項但書第三号に掲げる者がする出願にあつては、同号に掲げる者であつて、その登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に専ら使用する権利で外国の法令に基づくものを有し、又は承継したものを除く。以下この條において同じ。)の登録商標と同一又は類似であつて、同一又は類似の商品に使用するものであるときは、その出願については、商標法

第二條第一項第九号の規定は、適用しない。

4 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録の出願が他人の出願と競合し、又は同日の出願となつたときは、同項但書各号に掲げる者がする出願については、商標法第四條第一項の規定は、適用しない。

5 第二項但書の規定は、前二項の場合に準用する。

6 商標の登録が第一項の規定に違反してされたときは、審判によりこれを無効としなければならない。

7 前項の規定による登録の無効は、商標法第二十二條第一項第二号の登録の無効とみなし、同法中商標の登録の無効に關する規定を適用する。

8 第六項の無効の審判については、商標法第二十三條の規定は、適用しない。

(存続期間更新の登録の出願の特例)

第二十一條 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した商標権で、その指定に係る第二十八條第七号の規定による公告の日までにその登録又は存続期間の更新(更新が二回以上行われたときは、その最後のもの)の日から十九年六月を経過しているものの第十九條但書の規定により適用されるべき商標法第十條の存続期間は、その公告の日から六月以

内にする更新登録の出願により更新することができる。

2 前項の規定による存続期間の更新は、商標法第十一條の規定による存続期間の更新とみなし、同法中存続期間の更新に關する規定を適用する。

3 第一項の更新登録の出願に基き商標権の存続期間更新の登録を受ける者は、商標法第二十條第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する商標法第十條の存続期間が終了した日に登録を受けたものとした場合において登録料として納付すべきであつた金額を登録料として納付しなければならない。

(指定商標の使用の禁止等)

第二十二條 何人も、ドイツ財産たる商標権又は商標の登録出願から生じた権利に係る商標に關し三国の決定に基き通商産業大臣が指定する標章(以下「指定標章」という。)と同一若しくは類似のものをその商標に係る指定商品と同一若しくは類似の商品に商標として使用し、又はこれを商標として使用した同一若しくは類似の商品を販売してはならない。但し、左に掲げる場合及び日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から七年以内において政令で定める期間を経過した後は、この限りでない。

一 通商産業大臣の指定の際現に指定標章と同一又は類似のものを使用する者がその指定の日から一年以内にその商標を使用し、又はこれを使用した商品を販売するとき。

二 指定標章と同一又は類似のものを使用し、又はこれを譲り受けた者が通商産業大臣の指定の日から二年以内にその商品を販売するとき。

三 三國の決定に基き通商産業大臣が指定する者(以下「被指定者」という。)以外の者が登録を受けている商標をその指定商品に使用し、又はこれを登録した指定商品を販売するとき。

四 被指定者以外の者が使用している商標で、取引若しくは需要者の間に広く認識されているものを同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを登録した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

五 慣用されている商標を同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを登録した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。

第二十三條 指定標章と同一又は類似のものについては、登録(商標権の存続期間更新の登録を除く)をしない。但し、日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から七年以内において政令で定める期間を経過した後は、この限りでない。

2 第二十條第六項から第八項までの規定は、前項の規定に違反してされた登録に準用する。

(商標の登録の取消等)
第二十四條 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる商標権で、その

商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものについて登録を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる商標の登録出願から生じた権利に係る商標の登録出願(商標権の存続期間更新の登録出願を含む。以下同じ。)で、その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを無効とすべき旨の請求を受けたときは、その出願を無効としなければならない。

3 第一項の規定により登録を取り消された商標権がその取消の日までにその登録又は存続期間の更新(更新が二回以上行われたときは、その最後のもの)の日から二十年を経過しているときは、その商標権は、その二十年が経過した時にさかのぼって消滅したものとみなす。

(輸入許可の取消)

第二十五條 通商産業大臣は、三國からドイツ財産管理令第二十八條の二第一項の規定により輸入を許可した商品について許可を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その許可を取り消さなければならない。

(損害賠償請求権)

第二十六條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた商標権について、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における商標権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

(不使用期間等の特例)

第二十七條 ドイツ財産であつた商標権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、商標法第十四條に規定する期間に算入しない。

(公告)

第二十八條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

一 第二十條第一項第二号の規定による指定をしたとき。

二 第二十四條第一項の規定により商標の登録を取り消したとき。

三 第二十四條第二項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

四 第二十五條の規定により通商産業大臣が許可を取り消したとき。

五 次條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録を取り消したとき。

六 次條第二項において準用する第六條第二項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

七 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が商標権又は商標の登録出願から生じた権利を指定したとき。

(準用)

第二十九條 第四條第一項から第三項まで、第五條、第六條第一項及び第二項並びに第十四條の規定は、商標に關し準用する。この場合において、第五條第二項中「特

許権」とあるのは、「商標権(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と、第六條第一項中「特許を受ける権利」とあるのは、「商標の登録出願から生じた権利(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と読み替へるものとする。

2 第二十四條第三項の規定は、前項において準用する第五條第四項の規定により登録を取り消された商標権に準用する。

第五章 罰則

第三十條 第二十二條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し七同項の刑を科する。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十七條において準用する第三條の規定は、第十七條において準用する第二條の規定により回復する実用新案権若しくは意匠権又は第十七條において準用する第四條第

一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたために回復する実用新案権若しくは意匠権については、その回復した時から、第十九條の規定は、第十八條の規定により回復する商標権又は第二十九條第一項において準用する第四條第一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたために回復する商標権については、その回復した時から適用する。

ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案

目次

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 掘探の方法(第四條—第十三條)

第三章 補助(第十四條—第二十四條)

第四章 石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会(第二十五條—第三十三條)

第五章 雜則(第三十四條—第四十條)

第六章 罰則(第四十一條—第四十五條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進

に寄與するため、石油及び可燃性天然ガスの特性に應ずる掘探の方法を定めるとともに、その掘探及び掘探の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「鉱業権」とは「探掘権又は租鉱権」とは、石油又は可燃性天然ガス(以下「ガス」という。)を目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権をいい、「租鉱権者」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権、探掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区又は租鉱区」とは、石油又はガスを目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区をいう。

(処分等の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者又は租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、鉱業権者又は租鉱権者の承認人に対しても、その効力を有する。

2 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び探掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、探掘権の範囲内において、探掘権者に対しても、その効力を有する。但し、探掘権

の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

第二章 掘探の方法

(流体の浸入等の防止)

第四條 鉱業権者又は租鉱権者は、油層(ガス層を含む。以下同じ。)以外の地下の部分にある流体が油層に浸入し、又は油層内の石油若しくはガスがその油層以外の地下の部分に漏出しないうちに、坑井について省令で定める方法による仕上工事を行つた後でなければ、その坑井を石油又はガスの採取の目的に使用してはならない。但し、通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の仕上工事を行つたときは、遅滞なく、その坑井について省令で定める方法による検査を実施しなければならない。

(坑井間隔)

第五條 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油又はガスの完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から石油又はガスを採取する二以上の坑井がその油層と交わる部分相互間の距離(以下「坑井間隔」という。)を定めることができる。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定により指定された油層については、現にその油層から石油又はガスを採取する坑井との坑井間隔が同項の規定により定められた距離以内の坑井から石油又はガスを採取してはならない。但し、同項の規定による指定の際現にその油層から石油又はガスを採取して

いる坑井については、この限りでない。

(ガス油比)

第六條 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油の完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から一日に石油とともに採取されるガスの体積が指定する圧力及び温度の下においてその石油の体積に対して有する割合(以下「ガス油比」という。)を定めることができる。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定により指定された油層から石油を採取するには、坑井ごとに、ガス油比が同項の規定により定められた割合をこえないようにしなければならない。

(坑井の封鎖)

第七條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油を採取している坑井に端水(油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を坑井に排出するように作用する水を含む。以下同じ。)のみが出るようになつたとき、又は石油の採取を目的とする坑井を掘さくした場合において、石油を採取しようとする油層に係る端水若しくはガスをヤツブ(油層と同一の地層内に油層に接して存し、その油層から石油を坑井に排出するように作用するガスをいう。以下同じ。)に達するに至つたときは、その坑井を通じて地下の流体が移動しないよう、遅滞なく、省令で定める措置を講じなければならない。但し、通商産業大臣の認可を受けたとき、及び第十一條第一項の省令で定める方法の実施に使用するときには、この限りでない。

き、及び第十一條第一項の省令で定める方法の実施に使用するときには、この限りでない。

(掘探の方法に関する命令)

第八條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくする場合において、掘さく泥水(掘さくの際に坑井内に注入する泥水をいう。以下同じ。)が油層に浸入し、これに損害を及ぼすおそれがあるとき、又は、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、掘さく泥水の成分を変更すべきことを命ずることができる。

第九條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油又は水に溶解しているガス(以下「溶解ガス」という。)の採取を目的とする坑井を掘さくする場合において、当該油層から石油又は溶解ガスを採取する坑井との坑井間隔が小さいため石油又は溶解ガスの完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、掘さくする坑井の位置を変更すべきことを命ずることができる。

第十條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が石油を採取している場合において、坑井におけるガス油比が大であり、又は坑井から多量の端水が出るようになつたため石油の完全な開発に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その鉱業権者又は租鉱権者に対し、期間を定めて、石油の採取を制限し、又は中止すべきことを命ずることができる。

(二次採取法)

第十一條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油を採取しようとする油層に係る端水又はガスをヤツブがその油層から石油を坑井に排出する作用を促進する方法であつて省令で定めるもの(以下「二次採取法」という。)を実施しようとするときは、実施計画を定め、その実施に必要な施設の工事の開始の日より九十日前までに、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、次項の規定による命令に基く場合を除き、前項の実施計画を変更しようとするときは、変更に係る事項の実施に必要な施設の工事の開始の日より六十日前までに、変更する事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による届出のあつた実施計画を実施することにより油層に損害を及ぼすとき、その実施計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令は、第一項又は第二項の工事の開始の後、することができない。

5 鉱業権者又は租鉱権者は、第一項又は第二項の規定により届け出た実施計画(第三項の規定による命令があつたときは、その命令により変更されたもの)によらなければならない。

(坑井の位置に関する協議)
第十二條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスを採取しようとする

する油層の一部が他の鉱業権者又は租鉱権者の鉱区又は租鉱区内にあるときは、坑井の位置についてその鉱業権者又は租鉱権者と協議し、その協議のつたところによりなければならない。鉱区又は租鉱区の境界線から省令で定める距離以内の地域の直下の油層の部分に坑井を掘くしてはならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の協議がとつたときは、遅滞なく、協議の結果を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十三條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條第一項の規定による協議をするのでなく、又は協議がとつたときは、通商産業大臣の決定を申請することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を関係鉱業権者又は租鉱権者に交付し、期間を指定して答弁書を提出する機会を與えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の原本を当事者に交付しなければならない。

4 第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がとつたものとみなす。

第三章 補助

(補助金の交付)

第十四條 国は、石油若しくは溶解ガスの探鉱又は二次採取法(省令で定めるものを除く。以下同じ。)を実施する鉱業権者又は租鉱権者に対し、予算の範囲内において、

その実施に必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

(補助金の交付の申請)

第十五條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に、補助金の交付を受けようとする探鉱又は二次採取法の実施について省令で定める事項を記載した計画書を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第十六條 通商産業大臣は、前條の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合において、補助金の交付を受けようとする探鉱又は二次採取法が左の各号に適合すると認めるときは、第十四條の規定により交付することができ金額の範囲内において、省令で定める算定基準に従い、交付すべき補助金の額を決定しなければならない。

一 その実施しようとする場所が探鉱又は二次採取法に適合する地域内であること。
二 その実施の方法が前号の地域の形質に適するものであること。
三 その実施が石油又は溶解ガスの完全な開発に資するものであること。

(計画書の変更の承認)

第十七條 鉱業権者又は租鉱権者は、前條の規定による決定の後において第十五條の規定により提出した計画書に記載した事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の承認をした場合において、前條の規定により決定した補助金の額を変更する必要があるときは、予算の範囲内において、これを変更しなければならない。

(補助金の支拂)

第十八條 補助金は、鉱業権者又は租鉱権者が第十五條の規定により提出した計画書(前條第一項の規定により変更の承認を受けたときは、その変更したものを)に記載したところに従い、探鉱を完了し、又は二次採取法の実施に必要な施設の工事を完了した後に交付するものとする。

(納付金)

第十九條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した石油又は溶解ガスの探鉱(掘きく)工事を伴うものに限る。により発見された油層に属するものと通商産業大臣が認定した地下の部分から石油又は溶解ガスを採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油又は溶解ガスの鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。)は、石油又は溶解ガスの時価をこえない範囲内において省令で定める額にその油層から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から五年を経過するまでの各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量を乗じて得た金額に、百分の三をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

第二十條 第十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した二次採取法を実施した油層から石油を採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油の鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。)は、前條第一項の省令で定める額にその油層について二次採取法の実施を開始した日から六年を経過するまでの各一年間にその油層から採取した石油の量を乗じて得た金額に、百分の十五をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層から石油又は溶解ガスの採取を開始した日以後の各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

2 前項の規定による認定は、当該地下の部分から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から六月以内にしなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十一條 第二十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した二次採取法を実施した油層から石油を採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油の鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。)は、前條第一項の省令で定める額にその油層について二次採取法の実施を開始した日から六年を経過するまでの各一年間にその油層から採取した石油の量を乗じて得た金額に、百分の十五をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

第二十二條 第二十六條の規定により補助金を交付すべきものと決定した二次採取法を実施した油層から石油を採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油の鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。)は、前條第一項の省令で定める額にその油層について二次採取法の実施を開始した日から六年を経過するまでの各一年間にその油層から採取した石油の量を乗じて得た金額に、百分の十五をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならない。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

(強制徴収)

第二十一條 通商産業大臣は、前二條の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次條の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分(の例)により、これを処分する。

(延滞金)

第二十二條 通商産業大臣は、前條第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

(先取特権の順位)

第二十三條 第十九條又は第二十條の規定による納付金及び前條の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

(国税徴収法の準用)

第二十四條 国税徴収法(明治三十九年法律第二十一号)第四條ノ九及び第四條ノ十の規定は、第十九條又は第二十條の規定による納付金及び第二十二條の延滞金に関する書類の送達について準用する。

第四章 石油及び可燃性天然

ガス資源開発審議会

(設置)

第二十五條 資源庁に、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会(以下「審議会」という)を置く。

(所掌事務)

第二十六條 通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第六條第一項の規定による定をし、又は第八條から第十條まで若しくは第十一條第三項の規定による命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

2 審議会は、石油及びガス資源の開発に關する重要な事項について、前項に規定する場合を除く外、通商産業大臣の諮問に應じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

(組織)
第二十七條 審議会は、委員二十人以内で組織する。
2 委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

(任期)
第二十八條 委員の任期は、二年とする。

(専門委員)
第二十九條 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、資源庁長官が任命する。

(勤務)
第三十條 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)
第三十一條 資源庁長官は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)
第三十二條 審議会の庶務は、資源庁鉱山局において処理する。

(議事の手続等)
第三十三條 この章に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第五章 雜則

(異議の申立)
第三十四條 この法律の規定によつてした処分不服のある者は、通商産業大臣に對し、異議の申立をすることができる。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七章(異議の申立)の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

(届出)
第三十五條 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくしようとするときは、掘さくの開始の日の六十日前までに、掘さくしようとする坑井に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

但し、第十一條第一項又は第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第三十六條 通商産業大臣が指定する油層から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、毎月、採取の状況に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

(油層に關する調査)
第三十七條 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の性質に關する調査を行わなければならない。

(記録)
第三十八條 鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、第四條第二項の検査及び前條の調査に關する記録並びに石油又はガスの採取状況に關する記録を作成しておかなければならない。

(報告及び検査)
第三十九條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)
第四十條 この法律の規定による通商産業大臣の権限であつて、政令で定めるものは、通商産業局長が行う。

第六章 罰則
第四十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項、第五條第二項、第六條第二項、第七條又は第十一條第五項の規定に違反した者

二 第八條から第十條までの規定による命令に違反した者

第四十二條 第四條第二項、第十二條第一項又は第三十七條の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第二項、第三十五條又は第三十六條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第三十九條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨

第四十一條第一項の表中、「地下資源開発審議会」を「地下資源開発審議会」に改める。

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

第四十四條 第三十八條の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 石油資源開発法(昭和十三年法律第三十一号)は、廃止する。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

例による。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和二十七年五月二十日、衆議院會議録第四十三号、ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案外一件

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案に対する修正案
石油及び可燃性天然ガス資源開発法案に対する修正

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案の一部を次のように修正する。
第六條第二項を削る。

第八條の見出し中「命令」を「命令等」に改める。
第八條中「坑井を掘る、又は掘る場合」を「坑井を掘る、又は掘る場合」に改める。
第九條中「坑井を掘る、又は掘る場合」を「坑井を掘る、又は掘る場合」に改める。

第十條中「命令する」を「勧告する」に改め、同條に次の二項を加える。
2. 前項の規定による勧告があつたときは、鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業大臣に対し、その指定する日までに、当該勧告を承諾するかしないか（承諾しない場合はその理由及び勧告に係る措置にかかわるべき措置の内容を附して）を回答しなければならない。

3. 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が前項に規定する回答をしないとき、その承諾しない理由が正当でないとき、又はその回答に係る措置の内容が適当でないとき、その承諾しない理由を、第一項の勧告に係る措置をとるべきこと又はその回答に係る措置の内容を変更して実施すべきことを命ずることができる。

第十九條第一項中「掘る、又は掘る場合」を「掘る、又は掘る場合」に改め、同條第二項中「掘る、又は掘る場合」を「掘る、又は掘る場合」に改める。

項中「前項」を「第一項に改め、同條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2. 前項の規定により鉱業権者又は租鉱権者が納付金を納付する場合において、当該鉱業権者の発見に係るすべての油層について既に納付された金額の累計総額と新たに納付すべき金額の合計額が最後の油層の発見に係る探鉱のための補助金の交付が決定された時までに当該鉱業権者に対し探鉱のため交付され又は交付の決定がなされた補助金の総額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。この場合において、納付義務者が二人以上ある場合の各人の納付することを要しない部分の計算については、納付義務者の意見を聞いて、通商産業大臣が定める。
第二十條に次の一項を加える。
2. 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
第二十六條第一項を次のように改める。
通商産業大臣は、第五條第一項若しくは第六條の規定による定を、又は第八條、第九條、第十條第三項若しくは第十一條第三項の規定による命令をするときは、審議会にはかり、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。
第二十六條に次の一項を加える。
3. 審議会は、第一項の規定により付議された事項（第十條第三項の規定による命令に係る事項を除く。）についてその意見を答申しようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示し、利害関係人の出席を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。
第二十七條第二項中「資源庁長官」を「通商産業大臣」に改める。
第二十九條第二項中「資源庁長官」を「通商産業大臣」に改める。
第三十一條第一項中「資源庁長官」を「通商産業大臣」に改める。
第三十四條第一項中「処分」の下に「（第十條第一項の規定による勧告を除く。）」を加える。
第四十一條第一号中「第六條第二項」を削り、同條第二号中「第八條から第十條まで」を「第八條又は第九條」に改め、同條に次の一号を加える。
三. 第十條第二項の規定により勧告を承諾する旨を回答しながら当該勧告に従わず、又は同條第三項の規定による命令に違反した者
附則第一項を次のように改める。
1. この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附則第四項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第三條第二項の油田の地域及び深度の指定は、当該油田から採油を開始した日から六月以内に、これをしなければならぬ。

（中村純一君登壇）
○中村純一君 ただいま議題となりましたドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
この法案は、石油資源の完全なる開発をはかるため、戦時に制定せられましたる現行石油資源開発法にかわつて、今日の時勢に即応する新しい法律たらしめるものであります。この法案のねらいとするところは、完全開発のため油層エネルギーの浪費を防止すること、掘採に関する補助金を交付すること、掘採に関する技術的事項を検討するため審議会を設けることなどが、その主要なる点であります。
この法案は、去る二月一日、本委員会に付託せられ、同月四日提案理由の説明を聴取いたしました。爾来委員会を開催すること前後四回、なおこの間特に小委員会を開くこと四回、かように慎重審議いたしました結果、去る十六日、中村幸八君より原案に対する修正案が提出せられました。その内容について申し上げますれば、採掘制限または中止の命令を発する前に勧告の段階を設けることによつて民主的運営をはかること、現場に關して最も詳しく、かつ最も新しい知識を有する企業の技術者を積極的に活用し、もつてコンソーシアムの趣旨を徹底せしめること、当該企業に交付した補助金の総額以上に納付金を徴収することの不合理をなくするため納付金の限度を補助金

（中村純一君登壇）
○中村純一君 ただいま議題となりましたドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
この法案は、石油資源の完全なる開発をはかるため、戦時に制定せられましたる現行石油資源開発法にかわつて、今日の時勢に即応する新しい法律たらしめるものであります。この法案のねらいとするところは、完全開発のため油層エネルギーの浪費を防止すること、掘採に関する補助金を交付すること、掘採に関する技術的事項を検討するため審議会を設けることなどが、その主要なる点であります。
この法案は、去る二月一日、本委員会に付託せられ、同月四日提案理由の説明を聴取いたしました。爾来委員会を開催すること前後四回、なおこの間特に小委員会を開くこと四回、かように慎重審議いたしました結果、去る十六日、中村幸八君より原案に対する修正案が提出せられました。その内容について申し上げますれば、採掘制限または中止の命令を発する前に勧告の段階を設けることによつて民主的運営をはかること、現場に關して最も詳しく、かつ最も新しい知識を有する企業の技術者を積極的に活用し、もつてコンソーシアムの趣旨を徹底せしめること、当該企業に交付した補助金の総額以上に納付金を徴収することの不合理をなくするため納付金の限度を補助金

（中村純一君登壇）
○中村純一君 ただいま議題となりましたドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
この法案は、石油資源の完全なる開発をはかるため、戦時に制定せられましたる現行石油資源開発法にかわつて、今日の時勢に即応する新しい法律たらしめるものであります。この法案のねらいとするところは、完全開発のため油層エネルギーの浪費を防止すること、掘採に関する補助金を交付すること、掘採に関する技術的事項を検討するため審議会を設けることなどが、その主要なる点であります。
この法案は、去る二月一日、本委員会に付託せられ、同月四日提案理由の説明を聴取いたしました。爾来委員会を開催すること前後四回、なおこの間特に小委員会を開くこと四回、かように慎重審議いたしました結果、去る十六日、中村幸八君より原案に対する修正案が提出せられました。その内容について申し上げますれば、採掘制限または中止の命令を発する前に勧告の段階を設けることによつて民主的運営をはかること、現場に關して最も詳しく、かつ最も新しい知識を有する企業の技術者を積極的に活用し、もつてコンソーシアムの趣旨を徹底せしめること、当該企業に交付した補助金の総額以上に納付金を徴収することの不合理をなくするため納付金の限度を補助金

（中村純一君登壇）
○中村純一君 ただいま議題となりましたドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
この法案は、石油資源の完全なる開発をはかるため、戦時に制定せられましたる現行石油資源開発法にかわつて、今日の時勢に即応する新しい法律たらしめるものであります。この法案のねらいとするところは、完全開発のため油層エネルギーの浪費を防止すること、掘採に関する補助金を交付すること、掘採に関する技術的事項を検討するため審議会を設けることなどが、その主要なる点であります。
この法案は、去る二月一日、本委員会に付託せられ、同月四日提案理由の説明を聴取いたしました。爾来委員会を開催すること前後四回、なおこの間特に小委員会を開くこと四回、かように慎重審議いたしました結果、去る十六日、中村幸八君より原案に対する修正案が提出せられました。その内容について申し上げますれば、採掘制限または中止の命令を発する前に勧告の段階を設けることによつて民主的運営をはかること、現場に關して最も詳しく、かつ最も新しい知識を有する企業の技術者を積極的に活用し、もつてコンソーシアムの趣旨を徹底せしめること、当該企業に交付した補助金の総額以上に納付金を徴収することの不合理をなくするため納付金の限度を補助金

の総額までにとどめることなどがその骨子となつてゐるのであります。

五月十七日、この修正案並びに原案を一括討論に付したところ、自由党中村幸八君、改進黨山手満男君並びに社会党加藤謙造君の三名は、いずれも所属党派を代表して、修正案並びにこの部分を除く原案に賛成の意を表するとともに、政府に対して強く要望せられるところがありました。その要旨は、石油の需要供給に関する現下の実情と、同時に一方が国における石油並びに可燃性天然ガスの資源及びその開発状況にかんがみると、これが急速かつ完全なる開発は燃料国策上焦眉の急務とも申すべきであるが、石油資源の探鉱開発は多額の資金を必要とし、しかもその成功率がきわめて低い關係上、政府の補助金政策を積極的に推進すること、完全開発についてはさるる高度の技術を必要とする点にかんがみ、民間企業の学識経験を遺憾なく活用することによつて政府の独断を避けること等でありました。

討論を終つて採決の結果、日本共産党を除く各委員の起立によつて、修正案並びにこの部分を除く原案は可決せられました。

以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林譲治君) 両案を一括して採決いたします。日程第五の委員長の報告は可決でありまして、日程第六の委員長報告は修正であります。両案を

委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

第七 麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林譲治君) 日程第七、麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事丸山直友君。

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

第一條 麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項中「麻薬研究者」の下に「家庭麻薬製剤業者、家庭麻薬卸売業者」を加え、同條第十二項を削り、同條に次の三項を加える。

12 この法律で「家庭麻薬製剤業者」とは、厚生大臣の免許を受けて千分中二分以下のコデイン、ヒドロコデイン又はこれらの塩類が検出され、これら以外の麻薬が検出されない麻薬(以下「家庭麻薬」という。)を製剤することを業とする者をいう。

13 この法律で「家庭麻薬卸売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者又は家庭麻薬小売業者が家庭麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

14 この法律で「家庭麻薬小売業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬取扱者以外の者に家庭麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

第五條 第二号中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加え、同條第三号中「麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に、同條第八号中「医薬品販賣業者」を「薬局開設者又は医薬品販賣業者」に改める。

第九條 中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を、「麻薬卸売業者」の下に「家庭麻薬卸売業者」を加える。

第十九條 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、その都度左に掲げる事項について厚生大臣の許可を受けなければならない。

一 輸入しようとする麻薬の品名及び数量

二 輸出者の住所及び氏名

三 輸入の期間

四 輸入港名

五 出荷港名

2 前項の許可を受けた者は、同項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、輸入許可書を交付する。

第十九條の次に次の二條を加える。

第十九條の二 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入したときは、相手国発給の輸出許可書又はその謄本を、その麻薬を輸入した日又は輸出許可書若しくはその謄本を受け取つた日から十日以内に、厚生大臣に提出しなければならない。

第十九條の三 第十九條の許可を受けた者は、許可を受けた輸入の期間内に麻薬を輸入しなかつたときは、当該期間の満了後十日以内に、輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならない。

第二十四條に次の但書を加える。

但し、コデイン、ヒドロコデイン又はこれらの塩類を家庭麻薬製剤業者に譲り渡すことは、この限りでない。

第二十六條 第一項中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第二十七條 中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加える。

業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十條及び第三十一條中「麻薬製剤業者」の下に「家庭麻薬製剤業者」を加える。

第三十三條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改める。

第三十四條但書中「家庭麻薬小売業者」を「麻薬取扱者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 家庭麻薬卸売業者は、家庭麻薬を麻薬取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第三十五條 中「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者」を「麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者又は家庭麻薬卸売業者」に改める。

第四十五條 第一項中「記名して印を押さす」を「記名させ」に改める。

第四十七條 第一項を次のように改める。

麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 前年の十月十五日に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 前年の十月十五日からその年の十月十五日までの間に譲り受け、譲り渡し、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

三 その年の十月十五日に所持した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

昭和二十七年五月二十日 衆議院會議録第四十三号 地方税法の一部を改正する法律案

第三章第四十七條の次に次の二條を加える。

第四十七條の二 麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者は、この法律の規定による場合を除く外、厚生大臣の許可を受けなければ、その所持する麻薬(家庭麻薬を除く)を他の麻薬取扱者に譲り渡してはならない。

第四十七條の三 家庭麻薬製劑業者、家庭麻薬卸売業者又は家庭麻薬小売業者は、家庭麻薬以外の麻薬を所持し、製劑し、譲り受け、又は譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製劑業者が第二十四條但書の規定により譲り渡される麻薬を譲り受け、及びこれを所持することは、この限りでない。

第五十七條第一項中「第四條第一号、第二号若しくは第三号」を「第四條第一号若しくは第二号」に、「第四十四條又は第四十六條」を「第四十四條、第四十六條又は第四十七條の三」に改め、同條の次に次の三條を加える。

第五十七條の二 第四條第三号の規定に違反した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第五十七條の三 営利の目的で前二條の違反行為をした者は、これを七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十七條の四 常習として第五十七條又は第五十七條の二の違反行為をした者は、これを一

年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前條の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第五十八條第一項第一号中「第十九條の下」第一項若しくは第二項を加え、「第二十八條、第三十三條、第三十四條、第三十六條第二項又は第三十八條第二項」を「第二十八條第一項若しくは第二項、第三十三條、第三十四條第一項若しくは第二項、第三十六條第二項、第三十八條第二項又は第四十七條の二」に改め、同項第二号中「第二十八條又は第三十四條」を「第二十八條第一項、第三十三條、第三十四條第一項、第四十七條の二又は第四十七條の三」に改める。

第六十一條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十九條の二の規定に違反した者

第六十三條中「第五十七條から第五十九條まで」を「第五十七條、第五十七條の三、第五十七條の四第二項、第五十八條、第五十九條」に改め、「罰金刑」の下に「(第五十七條の三及び第五十七條の四第二項の罰金刑を含む。)」を加える。

第二條 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 大麻栽培者は、毎年の一、三十日まで、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 前年の初めに所持した発芽可能の大麻草の種子の数量
二 前年中の大麻草の作付面積
三 前年中に採取した大麻草の種子の数量
四 前年中に採取し、譲り受け、譲り渡し、又は使用した大麻草の種子の数量
五 前年の末に所持した発芽可能の大麻草の種子の数量
第六十七條を次のように改める。

第六十七條 大麻研究者は、毎年一月三十日までに、左に掲げる事項を厚生大臣に報告しなければならない。

一 前年の初めに所持した大麻の品名及び数量
二 前年中の大麻草の作付面積
三 前年中に採取し、又譲り受けた大麻の品名及び数量
四 前年中に研究のため使用した大麻の品名及び数量並びに研究の結果生じた大麻の品名及び数量
五 前年の末に所持した大麻の品名及び数量
第二十五條中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十七年五月十二日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義朗

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

〔丸山直友君登壇〕

○丸山直友君 たいだいま議題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず本法案の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。

現行麻薬取締法におきましては、国民の医療上簡単に使用できる家庭麻薬の生産が、一般麻薬の生産と同様に強い規制を受けておりますため、不便をこうむつておりますので、次の改正をなさんとするものであります。第一は、新たに家庭麻薬に関する業種を増加し、その販売手続を簡略にすることです。

第二は、麻薬の輸入の必要が近くなるため、その手続を詳細に規定することです。第三は、麻薬に関する違反事犯の増加している状況にかんがみ、その撲滅を期するため、各

種違反行為に対する罰則を強化することとであります。

次に大麻取締法につきましては、鑑査材料としての大麻の増産をはかるために、大麻取扱者の報告を緩和いたそうとすることとあります。

本法案は、三月二十日予備付託、五月十二日本付託となり、同月十四日政府委員より提案理由の説明を聴取した後、同日及び十六日慎重審議の結果、質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義朗君) 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(林義朗君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林義朗君) 日程第八、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長金光義邦君。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

地方税法目次中「第六節 漁業權

税(第二百九條、第二百三十五條)

を「第六節 創除」に、「第八節 広

告税(第五百八十五條、第六百十八

條)を「第八節 創除」に、「第十

節 接客人税(第六百四十八條、第

六百六十八條)を「第十節 創除」

に、「及び昭和二十六年」を「昭

和二十六年及昭和二十七年」に

改める。

第四條第二項第六号を次のように

改める。

六 創除

第五條第二項第八号を次のように

改める。

八 創除

同條同項第十号を次のように改め

る。

十 創除

第三十一條の二第五項中「昭和二

十七年三月三十一日」を「昭和二十

八年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」を「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

七年三月三十一日」に、「昭和二十

る。

第七十一條の見出し中「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十八年一

月一日」に改め、同條第一項中「昭和

二十七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十六年

十二月三十一日」を「昭和二十

七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

二十七年十二月三十一日」に、「昭和

年度分を「昭和二十八年」に改め

る。

第七十四條の二第一項中「昭和二

十七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

七年一月一日」を「昭和二十

八年一月一日」に、「昭和二十

治四十年法律第四十三号)を「森林

法(昭和二十六年法律第二百四十九

号)に改め、「若しくは連合会」の下

に「及び信用金庫若しくは信用金庫

連合会」を加える。

第三百四條中「同法第四十九條第

五項」を「同法第四十九條第六項」に

改める。

第三百十二條第二号を次のように

改める。

二 所得税法第十一條の二第一項

後段の規定の適用を受ける者

で、その者と生計を一にする配

偶者その他の親族の経営する事

業から受ける所得以外の所得を

有しない者

第三百十三條第五項中「百分の十

五」を「百分の十二・五」に、「百分

の十六」を「百分の十五」に改める。

第三百十四條の次に次の一條を加

える。

(昭和二十七年)の市町村民税

に保るこの法律の適用)

第三百十四條の二 昭和二十七年

分の市町村民税に限り、左の表の

各項に掲げる條項の上欄に掲げる

規定は、同表の下欄に掲げる規定

にそれぞれ読み替えるものとす

る。

便振替貯金に加入しなければなら

ない。

第三百二十七條第一項中「百元(百

円未満の端数があるときは、これは

切り捨てる)について一日四銭の割

合を乗じて計算した金額を「百元(百

円未満の端数があるときは、これを

切り捨てる)について一日四銭の割

合を乗じて計算した金額(当該税額

のうち第十六條の六第一項の規定によ

つて徴収額を受けた税額がある場合

においては、当該徴収額を受けた

税額については、その徴収額を受

けた期間に於いて、当該徴収額を受

けた税額を「百元(百円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる)

について一日四銭の割合を乗じて

計算した金額(当該税額のう

ち第十六條の六第一項の規定によ

つて徴収額を受けた税額がある場合

においては、当該徴収額を受けた

税額については、その徴収額を受

けた期間に於いて、当該徴収額を受

けた税額を「百元(百円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる)

について一日四銭の割合を乗じて

計算した金額(当該税額のう

ち第十六條の六第一項の規定によ

つて徴収額を受けた税額がある場合

においては、当該徴収額を受けた

税額については、その徴収額を受

けた期間に於いて、当該徴収額を受

けた税額を「百元(百円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる)

について一日四銭の割合を乗じて

計算した金額(当該税額のう

ち第十六條の六第一項の規定によ

つて徴収額を受けた税額がある場合

においては、当該徴収額を受けた

税額については、その徴収額を受

けた期間に於いて、当該徴収額を受

けた税額を「百元(百円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる)

について一日四銭の割合を乗じて

計算した金額(当該税額のう

ち第十六條の六第一項の規定によ

つて徴収額を受けた税額がある場合

においては、当該徴収額を受けた

税額については、その徴収額を受

けた期間に於いて、当該徴収額を受

けた税額を「百元(百円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる)

について一日四銭の割合を乗じて

昭和二十七年五月二十日 衆議院會議録第四十三号 地方税法の一部を改正する法律案

合を乗じて計算した金額)に改める。

第三百三十三條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第三百四十三條に次の一項を加える。

6 都市計画法(大正八年法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)による土地の整理の施行に係る土地については、法令又は規約等の定めるところによつて換地予定地その他の仮に使用し、又は収益することのできる土地(以下本項及び第三百八十一條第七項において「換地予定地」と総称する。)の指定があつた場合においては、当該指定があつた日から換地処分認可の告示がある日までの間は、当該換地予定地に対応する従前の土地について土地合帳又は土地補充課税合帳に所有者として登録されている者をもつて当該換地予定地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分の認可の告示があつた日から換地の交付を受けた者が当該換地に係る所有者として土地合帳に登録される日までの間は、当該換地の交付を受けた者をもつて当該換地に係る第一項の所有者とみなすことができる。

第三百七十五條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第三百八十一條に次の一項を加える。

7 市町村長は、第三百四十三條第六項の規定に基いて換地予定地又

は換地に係る同條第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合においては、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該換地予定地又は換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び価格を別紙に登録し、これを当該換地予定地又は換地に対応する従前の土地に登録されている土地課税合帳又は土地補充課税合帳に添附しなければならない。この場合においては、当該従前の土地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税合帳又は土地補充課税合帳に価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税合帳又は土地補充課税合帳に添附した別紙は、この法律の規定の適用については、土地補充課税合帳とみなす。

第四百三十三條第一項中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。

第四百三十四條中「又は地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改める。

第四百三十五條第一項中「同月十日」を「同月二十日」に改める。

第四百三十六條の二第一項中「同月十日」を「同月二十日」に改める。

第四百三十九條第三項中「十日間」を「二十日間」に改める。

第四百二十八條第一項中「四月十日」を「四月三十日」に改める。

第四百二十九條の二中「八月十日」を「八月三十一日」に改める。

第四百三十二條中「第四百十六條」の下に、第四百十六條の二を加える。

第四百三十三條第一項中「二十日」を「三十日」に改める。

第四百六十一條第一項及び第四百八十三條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第四百九十七條第二項中「第四百九十四條第二項」を「第四百九十五條第二項」に改める。

第五百一十一條第一項及び第五百四十三條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第五百五十一條第一項中「価格」を「価格又は容積」に改める。

第五百五十二條中「木材引取税の標準税率は、」を「価格を課税標準として課する場合における木材引取税の標準税率は、」に改め、同條に次の一項を加える。

2 容積を課税標準として課する場合における木材引取税の税率は、前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失ふことのないように定めなければならない。

第五百七十四條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第三章第八節を次のように改める。

第八節 削除

第五百八十五條から第六百十八條まで 削除

第六百三十八條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第三章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第六百四十八條から第六百六十八條まで 削除

第六百九十七條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第七百三十三條の二第二項中「市町村」を「市町村(一部事務組合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該組合に加入している市町村)」に、「費用」を「費用(国民健康保険を行う一部事務組合に加入している市町村にあつては、当該組合の国民健康保険に要する費用の分賦金)」に改め、同條第二項中「百分の七十に相当する額」を「百分の七十に相当する額(国民健康保険を行う一部事務組合に加入している市町村にあつては、当該金額のうち当該市町村の分賦金の額)」に改め、同條第五項中「一万五千元」を「三万円」に改める。

第七百三十三條第一項中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

第六章 昭和二十五年及び昭和二十六年において課する事業税及び特別所得税を、第六章 昭和二十五年、昭和二十六年及び昭和二十七年において課する事業税及び特別所得税に改める。

第七百四十條の見出し中「及び昭和二十六年度分」を「昭和二十六年度分及び昭和二十七年度分」に改め、同條第一項中「及び昭和二十六年度分」を「昭和二十六年度分、昭和二十七年度分、昭和二十八年度分」に改め、及び昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事業年度の

直前の事業年度までの間の事業年度分)に限り、に改め、同條第二項中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に、「昭和二十六年度分」を「昭和二十七年度分」に改める。

第七百四十二條第一項但書中「に」については、この限りでない。を「又は証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同様とする。)の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。に改める。

第七百四十三條第六号中「及び連合会」の下に、並びに信用金庫及び信用金庫連合会を加える。

第七百四十四條第一項中「直前の事業年度までの間の各事業年度」を「直前の事業年度までの間、昭和二十七年に於ては昭和二十七年一月一日の属する事業年度から昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の各事業年度」に、「昭和二十五年中、昭和二十七年に於ては昭和二十六年中における事業の所得」に改め、同條第四項中「又は昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで」を「昭和二十六年一月一日から十二月三十一日まで又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日まで」に改め、同條第六項中「合同運用信託」を「合同運用信託又は証券投資信託」に改め、同條第七項中「解散當時の持込株式金額又は出資金額」を「解散の時における資本又は出資の

2 個人が第一種事業又は第二種事業と第七百七十六條第一項に規定する第一種業務又は第二種業務とをあわせて行う場合においては、

第七條の二第一項の同族会社をい
い、同族会社であるかどうかの判

ら業務廃止の日まで」に、「必要な経費を控除した金額」を「必要な経費」

同項第二号中「残余財産が確定した日からその分配の日の前日まで

場合においては、当該事由が消滅した日から六月を経過した日）ま

で、当該法人税額の計算の基礎となつた所得金額に基いて当該事業税に係る所得金額の総額を仮に決定し、当該所得金額の総額に基いて関係道府県が課すべき事業税の課税標準である所得金額を仮に定め、当該所得金額(仮課税標準額)と同一。以下同様とする。)を関係道府県知事に通知し、当該関係道府県知事は、当該仮課税標準額に基いて関係市町村が課すべき事業税附加税の課税標準である本税額を仮に定め、当該本税額(仮本税額)と同一。以下同様とする。)を関係市町村長に通知することとができる。この場合においては、当該関係道府県又は関係市町村は、当該仮課税標準額又は当該仮本税額に基いて、地方税法第三百六十四條の二第三項の規定の例による徴税令書を交付して、仮に事業税又は事業税附加税を徴収しなければならない。

5 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定によつて所得金額の総額を仮に決定した場合においては、昭和二十八年十二月三十一日までに、その調査したところによつて、所得金額の総額及び関係道府県において課すべき事業税の課税標準である所得金額を決定し、当該所得金額(課税標準額)と同一。以下同様とする。)を関係道府県知事に通知するものとし、関係道府県知事は、当該課税標準額に基いて事業税を課し、当該関係道府県知事は、当該事業税額に基いて関係市町村において課すべき事業税附加税の課税標準

である本税額を定め、当該本税額(「本税額」といふ。以下同様とする。)を関係市町村長に通知するものとし、関係市町村は、当該本税額に基いて事業税附加税を課さなければならない。

6 第四項に規定する仮課税標準額又は仮本税額に基いて課した事業税又は事業税附加税については、当該事業税又は事業税附加税について滞納処分を行う場合において、前項の規定による課税標準額又は本税額の決定があるまでは、公売をすることができない。

7 第五項の場合において、関係道府県又は関係市町村は、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課すべき事業税額又は事業税附加税額に満たないときは、その不足額を追徴し、仮課税標準額又は仮本税額に基いて徴収した事業税額又は事業税附加税額は、事業税附加税額が課税標準額又は本税額に基いて課すべき事業税額をこえるときは、その超過額を地方税法第十八條の規定の例による還付加算金を附して還付しなければならない。

8 第四項の規定によつて仮に徴収する事業税及び事業税附加税の賦課徴収については、旧地方税法(昭和二十三年法律第百十号)第一章の規定又は地方税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十五号)による改正前の地方税法第一章及び第六章第二節の規定の例によらなければならない。但

し、旧地方税法第二十五條の規定の例によつて徴収する延滞金については、同條の規定にかかわらず、税金額百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭以内において條例の定める割合をもつて計算した額によるものとする。

9 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九項中「昭和二十六年」を「昭和二十六年及び昭和二十七年」に改める。

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(1) 第七十四條の二第一項の改正に關する部分の次に次のように加える。

第七十六條に次の一項を加える。

3 まあじやん場、たまつき場その他の施設で地方財政委員会規則で定めるものについては、道府県は、当該施設の床面積、利用物件の数量、従業員数等を標準とし、当該道府県の條例の定めるところによつて、当該施設の経営者を利用者とみなして、これに入場税を課することができる。

第七十七條中「入場税の税率は、百分の百」を「入場税の税率は、入場料金又は利用料金を課税標準と

するものにあつては百分の五十」に改め、「純音楽」の下に「純オペラ、純舞踊、文楽若しくは能楽」を加え、「又は学生、生徒若しくは当該競技をすることを業とし

ない者が行う運動競技の観覧のため競技場へ入場する者」を「運動競技の観覧のため競技場へ入場する者又は学生若しくは生徒でアイス・スケート場を利用する者」に、「百分の四十」を「百分の二十」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前條第三項の規定によつて入場税を課する場合における入場税の税率は、当該入場税の税額が入場料金又は利用料金を課税標準として入場税を課する場合における納入金の金額と著しく均衡を失しないように定めなければならない。

第七十八條に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、その催物の主催者のうち政令で定めるものが主催する催しの場合にあつては、当該催しに参加することを業とする者が参加する場合であつても、また前項と同様とする。

第七十八條の次に次の一條を加える。

(入場税の課税免除の條件違反の場合の課税)

するものにあつては百分の五十」に改め、「純音楽」の下に「純オペラ、純舞踊、文楽若しくは能楽」を加え、「又は学生、生徒若しくは当該競技をすることを業とし

ない者が行う運動競技の観覧のため競技場へ入場する者」を「運動競技の観覧のため競技場へ入場する者又は学生若しくは生徒でアイ

ス・スケート場を利用する者」に、「百分の四十」を「百分の二十」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前條第三項の規定によつて入場税を課する場合における入場税の税率は、当該入場税の税額が入場料金又は利用料金を課税標準として入場税を課する場合における納入金の金額と著しく

均衡を失しないように定めなければならない。

第七十八條に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用については、その催物の主催者のうち政令で定めるものが主催する催しの場合にあつては、当該催しに参加することを業とする者が参加する場合であつても、また前

項と同様とする。

第七十八條の次に次の一條を加える。

(入場税の課税免除の條件違反の場合の課税)

第七十八條の二 道府県は、前條の規定によつて入場税の免除を受けた者が、同條に規定する入場税免除に關する條件に違反した場合においては、当該道府

県の條例で定めるところによ

つて、当該主催者に対し、免除を受けた入場税相当額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定による納付があつた場合においては、当該主催者が特別徴収義務者として徴収し、納付すべき当該入場税に係る納入があつたものとみなす。

第八十四條第一項中「第七十六條第一項に規定する公務又は業務に因り入場する場合、同條第二項に規定する場合及び当該道府県の條例で定める場合」を「左の各号に掲げる場合で当該道府県の條例で定める場合」に改め、同項に次の三号を加える。

一 第七十六條第一項に規定する公務又は業務に因り入場する場合

二 第七十六條第二項及び第三項に規定する場合

三 指定席券のみによつて第一種又は第二種の場所へ入場させる場合

同條第二項中「用紙」の下に「(以下本條中「用紙」といふ)を加え、同條第三項を第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 道府県は、用紙を交付する場合においては、特別の事由がある場合を除き、主催者等がその時まで納入しなければならぬ納入金の全額を納入し、且つ、その時までに使用していない用紙又は入場券若しくは利用券の数を確かめた上でなければ、これを交付することができない。

4 道府県は、第八十八條第一項

3 宿泊所 寮、クラブその他、これらに類する場所において遊戯し、又は飲食する場合において、当該遊戯又は飲食について料金の定めがないときは、その場所を前條第一項の場所と、当該場所の経営者（管理者その他何らの名義をもつてするを問はず、経営者とみなすべきものを含む。）を同條同項の行為者と、当該場所における当該行為に關した経費を同條同項の料金とみなして、これに對し当該場所

ついで同様とする。は、当該府県の條例で定める期間内に

に、同條第三項中「前二項」を、並に「特別徴收義務者三項」に改め、「特別徴收義務者」の下に「又は納税者」を加え、同定

類の供覽等)
第二百二十四條の二 道府県知事

又は納付しなければならぬ。」
改め、同條第二項中「特別徴収
義務者」の下に「又は納税者」を、

第七百七十六條第二項第六号と第七号とし、第五号の次に次の号を加える。

六 理容業

同條第三項第十号を次のように改める。

十 湯屋業

附則第一項及び第二項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、入場税遊興飲食税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和二十八年四月一日までの間に於いて政令で定める日（特別徴収に係る電気ガス税に関する部分については、同日以後において収納すべき料金に係る分）から、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分については昭和二十七年一月一日の属する事業年度分から、広告税及び接客人税に関する改正規定は昭和二十七年七月一日から、その他の改正規定は昭和二十七年年度分の地方税から適用する。この場合において、年税又は期税である広告税及び接客人税にあつては、昭和二十七年六月まで月割をもつて課するものとする。

2 昭和二十六年年度分以前の地方税（入場税、遊興飲食税及び電気ガス税にあつては前項の政令で定める日以前の分（特別徴収に係る電気ガス税については、同日以前において収納すべき料金に係る分）、市町村民税の法人税割にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、広告税及び接客人税にあつては昭和二十七年六月三十日までの分）については、なお、従前の例による。

附則第三項中「三月三十一日」を「四月三十日」、「五月三十一日」を「六月三十日」、附則第四項中「九月三十日」を「十二月三十一日」、「昭和二十七年十月三十一日」を「昭和二十八年一月三十一日」、附則第五項中「昭和二十八年十二月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」、附則第六項中「第四項」を「第六項」、附則第七項中「第五項」を「第七項」、附則第八項中「第四項」を「第六項」に改める。

附則第三項を第五項とし、以下二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 日本専売公社、日本国有鉄道、日本放送協会及び日本電信電話公社に対して課する昭和二十七年年度分の固定資産税に限り、第三百六十四條の二の規定は適用がないものとし、第三百六十二條、第三百八十三條第一項及び第二項、第三百九十二條の二、第三百九十四條第一項、第四百十一條の二、第四百十六條の二、第四百十八條の二並びに第四百二十九條の二に規定する期日又は期間は、これらの規定にかかわらず、別に政令で定める。

4 適法に納付した市町村民税の法人税割、広告税又は接客人税に係る地方団体の徴収金がこの法律の施行に因り過納となつた場合における第十八條の規定の適用については、当該過納額に相当する地方団体の徴収金は、この法律施行の日から一月を経

過した日に納付又は納入があつたものとみなす。
附則第十一項の次に次の一項を加える。
12 日本電信電話法施行法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第四十三條中、「第三百四十八條第一項及び」第百四十六條、第四百四十三條、第四百六十五條及び」を削る。
地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

○金光義邦君 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本改正案の内容につき御説明申し上げます。
改正の第一点は、本年の一月一日から実施せられることになつておりました附加価値税の実施をさらに一年間延長するとともに、その間事業税及び特別所得税を存置することとしたこととであります。

改正の第二点は市町村民税に関するものであります。その一は、国税たる法人税の税率が法人所得の三五％から四二％に引上げられたのに対して、法人税割の法人所得に対する割合を変更せしめまいよう、税率を引下げて調整をはかつたこととあります。その二

は、老年者等で、その前年の所得が十万円以下の者は市町村民税の課税を免ぜられておりましたのを改めて、これらの者がいわゆる家事専従者として勤ける壯年者を有しておる場合において課税し得られることとして、税負担の不均衡を是正したことであります。

改正の第三点は固定資産税に関するものであります。その一は、都市計画法または特別都市計画法による土地区画整理の施行にかかる土地については、課税台帳上で所有者が変更されるまでの間は、換地予定地または換地に対応する従前の土地の土地台帳上の所有者を、その換地予定地なり換地なりの土地台帳上の所有者とみなして固定資産税を課することができることとし、現実にはすでにその土地に使用収益している者に税を負擔せしめることとしたこととあります。その二は、固定資産課税台帳の縦覧期間を二十日間に延長するなど、徴税合理化をはかつたことであります。

改正の第四点は、木材引取税について、素材の引取りに対し、価格のほかに容積をも課税標準とすることができることとして、徴税を簡易ならしめたこととあります。

改正の第五点は国民健康保険税についてであります。その一は、二以上の市町村が一部事務組合を設けて国民健康保険を行っている場合、これに加

入している市町村自体がその費用の組合分賦金に充てるため国民健康保険税を課することができるとし、課税の主体を明確にしたことであります。その二は、本税の最高賦課制限額を一万五千円より三万円に引上げ、物価の変動、受診率の上昇等に即応させたこととあります。

改正の第六点は、附加価値税の実施延期の結果存続することとしたし、また事業税及び特別所得税についてであります。まずその一は、両税について従来の免税点制度を改め、新たに三万八千円の基礎控除を認めることとしたこととあります。これによつて課税の不均衡を改め、かつ小額所得者の負担を軽減しようとしたことであります。その二は、青色申告法人に限つて、繰越損金の控除を従来一箇年間に限つたのを、二箇年にわたつて行うことを認めて、負担の合理化をはかつたこととあります。その三は、二以上の道府県において事業を行う法人の昭和二十五年年度分以前の事業税及び同附加税について、仮徴収を行うことを認め、当時賦課処分方式によつて徴税していた関係上、とかく徴収が困難でありましたのを、早急に解決しようとしたこととあります。

最後に漁業権税、広告税及び接客人税を廃止することとし、また市町村民税の法人税割及び法人の事業税について、徴収猶予の行われる場合の延滞金を、日歩四銭から日歩二銭に引下げた

昭和二十七年五月二十日 衆議院會議録第四十三号 地方税法の一部を改正する法律案

こと等の改正を行つてゐるのであります。

以上が改正案の概要であります。

本法案は、三月十五日、本委員会に付託せられ、同十八日、岡野國務大臣より提案理由の説明を聴取した後質疑に入り、折から地方財政平衡交付金法及び地方財政法のそれ、改正法案が審議されておりましたので、これらの法案と並行して、地方財政全般との関連において論議が展開され、多角的な質疑応答が行われたのであります。質疑の詳細は會議録についてごらんを願ふこととして、ここでは論点のおもなもの、二、三を御紹介するにとどめます。

まず第一点は、今回提出の改正案において、政府は、地方財政の今日の窮乏、不均衡、不安定等の現実に対処すべく、地方税法上当然期待せられる根本的改正に勉めることとなく、かつまた住民負担の軽減、高率課税の廃止等の懸案の解決をも企図しなかつたことなどに対する不満の意思が多かつたのであります。その二は、国税の法人税増徴に對應して、地方税たる市町村民税の法人税割については、税率調整を行つて、現状維持をはかるがごとき消極的態度にとどまつたことは、地方の税源を国の税源の犠牲とするものではないか、またそれは個人の所得増徴の傾向に對比して不均衡ではないかといふ趣旨の論議であります。その三は、

附加価値税の再三の延期について、あるいはむしろ廃止に決定すべきであるとし、あるいは結果において中小企業の犠牲において大企業を擁護するものであるとする趣旨の議論があつたのであります。

これに對しまして、政府は、第一点については、政府も根本的改正を考慮して来たのであるが、やがて実施を予想される行政事務の再配分等ともならみ合せ、近き設置される地方制度調査会におきかへて、国と地方を通ずる財政全般に於て抜本的改革をはかるべきこと、第二点に對しては、地方財政計画の上から特に法人税割を増徴する積極的の必要がなかつたこと、第三点に對しては、附加価値税は、現下の経済状態においては、実施の適否はなお検討を要するものがあり、採否の決定をさらに延期するの適當である旨、それぞれ答弁をしてゐるのであります。

これらの質疑と並行して、かねて本委員会においてもしばしば實現に努力し、しかも諸般の情勢にはばまれて素志を貫き得なかつた地方税法の修正を、國權回復の今日、一挙に實現に移して、國民の期待にこたへるべきであるといふ一致した見解のもとに検討を進めて参つたのであります。去る十三日、地方財政に関する小委員会におきまして最後の修正案を決定し、十五日、小委員会の野村小委員長より、本委員会にこれを提示したのであります。

以下、修正案の概要を御説明申し上げます。修正の第一点は、入場税の税率を一割に二分の一に引下げて百分の五十とするともに、純舞踊、純オペラ、文楽、能楽の研究発表の鑑賞、あるいは職業野球等の観戦、学生生徒のアイス・スケート場入場等の場合について、入場税を軽減、税率百分の二十としたこと、学校、社会事業団体、児童福祉施設等の主催する、しろうとの出演にかかる催しものに関する免税規定について、主催者を政令で限定した上、その催しものの出演者をしろうとに限らず、職業的専門家の出演をも認めることとしたこと、徴税確保のため

二、三の規定を加えたこと並びに麻雀場、玉突き等の娯楽施設の利用に對する入場税を外形標準によつて賦課できることとしたことなどでありました。次に修正の第二点は、遊興飲食税の税率について、芸妓等の花代を百分の百から百分の七十に、料理店、貨席等における遊興または飲食の料金並びに條例で定める特殊な旅館の宿泊料金を百分の二十に、その他の一般の宿泊や飲食の料金を百分の十に、それ、約二分の一程度引下げたこと、純粹に茶菓の類を提供する店舗で、地方財政委員會議規則で定めるものにおいて飲食する場合、一人一回四百未満の飲食はすべて非課税としたこと及び会社のクラブ、寮等で行われる遊興飲食や持込み飲食に課税できるようにする等、徴税

確保の方途を講じたことなどでありました。修正の第三点は、電気ガス税の非課税品目の追加を行つたことでありました。電解電極工業製品、セメント、硫酸、合成纖維及びその主原料並びに農業用電力等がこれでありました。

修正の第四点は、事業税及び特別所得税について、湯屋業を事業税の對象から特別所得税の對象に変更し、理容業を特別所得税の第二種業務から第一種業務に移し、それ、税率の軽減をはかつたこと、民間放送事業、新聞広告取次業を非課税としたことなどでありました。

修正の第五点は、国鉄、専売公社、日本放送協會、日本電信電話公社等が直接本来の事業の用に供する以外の固定資産、自動車、自転車、荷車に對しては、それ、固定資産税、自動車税、自転車税、荷車税を課することとし、農業協同組合の所有し使用する農業用倉庫を非課税としたこと、大略以上五点が修正の要点でありまして、一部を除いて、いずれも負担の軽減をはかつたものであります。

しかして、本修正によつて生ずる税収の異動は、平年度百三十億減少、本年度は、かりに入場税、遊興飲食税及び電気ガス税に関する改正を十月より実施するとして、約五十億円の減収となるのであります。これが補償については、今後政府との折衝によつて、平

衡交付金の増額または酒消費税等の新税の創設にまつことが期待されてゐるのであります。

五月十七日、政府原案並びに修正案に對する質疑を終了し、一括して討論に付しましたところ、床次委員よりは改進黨を代表して、修正案には意見を付して賛成、修正部分を除く原案に賛成、河原委員よりは自由黨を代表して、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、門司委員よりは日本社會黨を代表し、立花委員よりは日本共產黨を代表し、八百板委員よりは日本社會黨第二十三控室を代表して、それ、原案に反対、修正案には意見を付して賛成の討論があつたのであります。

採決を行ひました結果、修正案は全会一致をもつて可決せられ、次いで修正部分を除く原案は多数をもつて可決せられたのであります。続いて床次委員より本案に對する附帶決議を行ひたき旨の動議が提出せられ、これまた全会一致をもつて可決せられました。決議の内容は、政府に對して、地方財政の自主性確保に向つて財源措置に努力すべきこと、ことに本案の修正による地方財源の減収に對しては、あるいは補正予算提出の時期において平衡交付金の増額をはかるか、あるいはまた酒、タバコの消費税等の創設によつて確實に補填の道を講ずべきことを要望するものであります。かくして、本法案は、右の附帶決議を

付して修正議決すべきものと決した次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(林義治君) 討論の通告があります。順次これを許します。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、ただいま上程されておりまする地方税法の一部を改正する法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして、政府提出原案に對しては反対の意思を表明し、さらに修正の部分につきましては賛成の意を表したいと思ふのであります。

以下、その理由をきわめて簡単に申し述べたいと思ふのであります。

政府原案によりますと、附加価値税をなお一年間延期することになつておりますが、この附加価値税の創設は、昭和二十五年の税制改革のときに創設されました一つの新しい税目でありまして、これが今日まで実行を見ないのは、この税目がいまだ世界に類例のない悪い税目であるために、十分なる各方面の研究がなされてないといふこと。

〔議長退席、副議長着席〕

同時に、不十分のうちにこれが実施を見ますならば、地方に、あるいは住民に非常に大きな影響をもたらすことは当然でありますので、政府はこの点について、いまだにこれを施行する自信がないために、これをさらに一年間

昭和二十七年五月二十日 衆議院會議録第四十三号 地方税法の一部を改正する法律案

延期しようとする案であります。およそ法律を制定いたしましたして、その法律の実行を三年以上も延ばすというようなことは、私は法の取扱ひの上において、また法の權威の上においても、かくのごときことをすべきでないと思ふのであります。もし提案して、その法案が通過いたしました後におきまして、この実施が困難であるとするならば、いさぎよくこれを撤回して、その十分の審議を盡した上で、確固たる自信のもとに、こういうものが提案されて実施を見るのでなければ、法の權威の上から申し上げても、私どもはきわめて遺憾に考へております。政府当局のこれに對する調査と研究が足りなくて、與黨の各位がまたこれを實施する自信をお持ちにならないで、これを一年間延期することがき不見識なものに對しましては反對せざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、この原案の中の、市町村民税の中にあります法人に對する所得割でございますが、これは現行所得税の百分の十五でありますものを、税の百分の十五に切下げたに過ぎないといふのであります。政府はこれを百分の十二・五に切り下げようとする案であります。この事項につきましては、皆さんも御承知のように、昨年の本會議におきまして、各派の共同の提案と共同の交渉によつて、その筋の了解を得まして、一般住民が所得税の百分の十八を納めておるときに、法人だけが政府原案による百分の

十では均衡がとれないから、ぜひ法人と個人との均衡をとることのために、これを百分の十八に上げていたのだ、といった交渉をいたしましたときに、交渉の過程においていろいろ問題その他が研究されて参りまして、これは百分の十五に落ちついたのであります。従つて、昨年の税制改革のときには、自由党もともに、この法人の所得割に對しては、一般住民とその負担の均衡を保つために五割だけ高率にするということに賛成をされておる。政府もまたこれに同意をして、現在実行しておる。それを、たつた一年だけ実行して、今年はまたこれを百分の十二・五に下げるといふところに非常に大きな矛盾があると思ふ。これもまた政府の自信と施策を私は疑わざるを得ないのである。

ことに、この問題は、政府当局の意見を聞いて見ますと、現在の百分の十五をそのまま置くというところも考へられるが、しかしながら、国の税制の改革において、法人税の税率が上つて来たから、従つて法人の国に納める税金が多くなつたから地方の税金を下げたのであるという答弁であります。この答弁を私も聞きますときに、啞然足らざるを得ないのであります。なるほど、法人のふところから出る金は、国に納める分も、あるいは地方に納める分も同じかもしれないが、しかしながら、地方財政を考へて参り

まするときに、国税がふえたから地方税を下げて、地方財政が今日のごとく窮乏しておりますときに、なおこれに拍車をかけようとするような政府の態度に對しましては、われ／＼は断じて承服することができないのであります。

国の予算と地方の予算とを、その他の方面からこれを研究いたして参りまして、どういふ角度が出ておるかと言いますと、御承知のように、日本の最終の平和であつたといつてよい昭和十一年度における国の予算と地方の予算との關係は、国の一〇〇に對して地方予算は一三〇%を持つておつたのであります。これが昭和十二年に支那事変に突入いたしましたして、国がだん／＼と非常時財政を編成しなければならぬ段階に立ち至りますと、だん／＼地方の財政が逼迫して来て、これが国に

しわ寄せされて、大東亞戦争の終局の年でありました昭和十九年並びに昭和二十年度の財政状態は、国の一〇〇に對して地方はわずかに二五%に切下げられて参つておるのであります。非常時財政はかくのごとき様相を示すと思ふ。もし政府の提案いたしておりますように、国の財政をゆたかにするため、地方財政がこれの犠牲になつたとするならば、明らかに政府当局は非常時財政を編成しつつあるという動向を示しておるものであると、私どもははつきり言わなければならないのであります。

ます。これの具體的に現れたものが、今問題になつておりまする再軍備への費用の増徴のために地方財政が犠牲になつておることであると申し上げても、私は決して過言ではないと思ふのであります。(拍手) こういうふう

に、實際の国と地方との財政關係の面から申し上げて参りますならば、先ほどから申し上げておりまするやうに、明らかに戦時財政の機軸を露骨に現わして来ておるものであると申し上げて、私どもはこの政府原案に對しましては反対の意思表示とするものであります。

さらに修正案でありまするが、修正案につきましては、先ほど委員長の報告がありましたように、全会一致でこの修正を見ておりますが、その内容といふところは、まだいろいろ不十分の点があると申し上げておきたいと思ふのであります。たとえば固定資産税におきまして、農業用の固定資産のごときは、その利用効率が低きから見ますならば、きわめてわずかであります。都會において百パーセント利用しております機械器具とは非常に大きな相違を持つておりました。御存じのように、脱税調製機といえども、一年を通じてわずかに二十日以上は使わないのである。またタバコの乾燥の家にいたしましたも、一年に二十日以上は使用しない。養蚕のために建てられておりまする家屋も、一年を通

じて六十日以上はこれを使用いたさないであります。こういうように、実際の利用効率の面からこれを勘案いたして参りますと、農薬用の償却資産等に対しましては、当然それらのことが勘案されなければならないが、依然としてこれも勘案されなかつたことは、私どものこの修正案に対する一つの大きな意見であります。

さらに市町村民税の個人の頭割が非常に高いのであります。これを引下げるために私ども努力をすることが正しいと考えておりますが、これのできなかったことについては、先ほど申し上げましたような政府原案との関連があるのであります。もし私どもが政府原案を修正いたしましたして、法人の所得割に對しまして現行百分の十五をかけることができるいたしましたならば、ここに約五十億の財源が生れて来るというのを御了承願いたい。さらに個人と同じように、百分の十八を徴収いたしますならば、八十三億三千万円の財源をここに見つけることができるのであります。今地方の財政がきわめて逼迫いたしておりますときに、ことさらに政府は、先ほど申し上げましたように、その財源を中央に集結いたしましたして、地方財政を苦しめております現状から見まして、われわれは、そうした問題に対しても、ぜひ與党、自由党各位に十分御留意を願いたいと思ひます。

同時に、その他の問題につきましても、たとえば遊興飲食税あるいは入場税等のごときも、修正案によりますならば、現在の不合理な税制度を是正したのであります。ただ私この機会に政府当局に申し上げておかなければならないことは、不合理な税制の修正はいたしましたが、しかし、これはあくまでもこれを消費する者の立場、あるいは観望する者の立場に立つて物を考えていたたかなければならないのであります。もしこの税率の引下げが、いたずらに業者のみの利益になるようなことがあつては断じてならないということでありまして、この点につきましては、本法施行にあたりましては、十分に政府の責任において注意をいたさなければならないのであります。さらに、われわれがいたしましては、今日の地方の財政をいかにまかなつて行くかということ、あるいは減税をいかに補填して行くかということも、先ほどの委員長の報告にありました附帯意見に現われておりますが、この附帯意見につきましても、もう少し申し上げておきたいと思ひます。ことに酒税の一例を地方に還元するにいたしまして、本年度において百三十億の財源があるのであります。また現在国が徴収いたしております揮発油税のごときは、当然道路の維持管理をいたしております都道府県並びに

五大市にこれを委譲すべきである。もしこれを委譲いたしますならば、ここに百十一億の財源が生れて参るのであります。あるいはタバコ、塩、しよりのうというような専売資金の一部を地方に委譲して参りますならば、われわれがここに減税をいたし、さらに減税をしようとする問題に對しまして、これを財政的に十分にカバーして余りあることを、私はここに申し上げなければならぬのであります。かくのごときことを申し上げますとともに、少くともわれわれは、この修正案が国民の負担を幾分なりとも軽減する方向に向いつつあることに根拠を置きまして、私はきわめて簡單ではありますが、修正案に對しては反対であり、修正案に對しては賛成の意見を申し述べた次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 野村専太郎君。

〔野村専太郎君登壇〕

○野村専太郎君 私は、自由党を代表して、政府の提案にかかる地方税法の一部を改正する法律案並びにこれに対する地方行政委員会における修正案について討論を行わんとするものであります。まず修正案に對し賛意を表するのと同時に、修正部分を除く原案に對してもまた賛成するものであります。まず第一に、政府今回の改正案は比較的小規模のものであります。地方財政の確立とか、住民の負担の軽減と

かような理想を一挙に実現するには至つておりませんが、おむね既往の実績及び事情の変化にかんがみて、その不合理を是正して公平をはかり、あるいはまた税法の根本的改正に至るまでの当面の処置として必要な事項を規定したものであつて、妥当な処置と考えられるのであります。もとより、政府においても、当初改正案の立案に際しては、これ以上の改正を考慮いたしたようでありまして、当時の諸事情がこれを許さず、一面、地方税法の理想を旨とする大規模かつ根本的な改革は、いわゆる行政事務の再配分とも関連し、地方財政、地方税制、地方自治制度等を総合的かつ根本的に検討の上になさるべきものと考へ、近く設けられ地方制度調査会に多くを期待しております以上、今回の改正が当面の底急的な処置以上に出ないことは、これを了としなければならないと思うのであります。

次に修正案について賛成の理由を申し上げます。この修正案については、委員会において全会一致これを決定いたしましたものであつて、わが自由党としても、すでに数年来にわたつて、この修正の方向に對しては努力をいたしたのであります。もつとも、政府当局においてもその実現を考慮し、努力しておつたのであります。諸般の事情から今回の改正案に盛り得なかつたのであります。すなわち、入場税及び遊興

飲食税の軽減、電気ガス税の非課税品目の追加、事業税、所得税及び固定資産税その他に関する若干の変更等は、いずれも地方税法制定当初から論議の的となつていたものであります。これらのほかにも考慮を要するものがあるといへば、補充財源等ともならみ合せ、この程度の改正をなすことは国民の要望にこたへるもので、現下の急務と考へるのであります。

ては、産業の複雑さのゆえに、必ずしもこれのみをもつて十分かつ公平なりとは言いがたいのでありまして、他面に、このほか医療品生産、學術研究用電力等も考慮を拂うべきものと思ひます。その範囲決定の技術的困難さ、かわり財源の關係等から、今回は見送らざるを得なかつたことは遺憾であります。その正は他日に大いに期待すべきであると考えております。

現在としては望み得る限りの改善であつて、その実現が望ましく、これはまたわが自由党の年来の主張でもあり、公約でもあります。問題となりますのは、減税に伴う補充財源の措置であると思ふのでありますが、私どもは、この法案の成立によつて、政府はあつた限りの努力をもつて善処すべきであり、その措置の可能いかんによつて法の実施期を調節し得るよう配意し、これを政令にゆだねたのであります。しかして、政府の適切な処置を求むる附帯決議が付してありまして、決して地方団体に減税による財政圧迫の迷惑をこうむらせるようなことのないことを期しておりますので、私どもは政府を信頼するとともに、これを奮勵して、かかる不安の生ぜざることを期し、かつ信するものであります。従つて、本法の実施期は、地方団体に不測の迷惑をこうむらせることのないよう、に財源措置が行われるの見定めて、政令によつて規定されるのでありますから、一部の誤解することなく、財源措置なくして減税を行うものでは断じてないのであります。

国鉄、専売公社、日本放送協會等の公共企業体や公益団体について、固定資産税その他の税が現在非課税となつてゐるのを改めて、今回はその本来の用に供しないものについては課税することとしたことは、一般民間事業との権衡上やむを得ないものと考えるのであります。地方税の府県負担の建前からもこの程度は必要であり、また窮乏に悩む地方財源を幾分なりとも潤しまし上に役立つものとして適切な改正といわなければならないと信するものであります。

以上が、私の賛成論旨の概要であります。

○副議長(岩本健行君) 立花敏男君、

〔立花敏男君登壇〕

○立花敏男君 日本共産党は、ただいま提案されました地方税法の改正原案に反対であり、修正部分には賛成であります。

昭和二十七年五月二十日 衆議院會議録第四十三号 地方税法の一部を改正する法律案

昭和二十七年地方予算は、当初予算約七千億に達する膨大なものでありまして、これを二十六年に比べますと約一千億の膨張であり、さらに二十五年に比べますと二千億の増加であります。しかるに、この間二十七年におきまして政府の支出いたした平衡交付金は、二十六年に對しましてわずかに五十億の増額でありまして、二十五年に比しましてもわずかに百六十五億の増額でしかないのであります。地方財政膨張のわずか二十分の一にも達してないものであります。

しかも、この間における国家予算を見ますと、二十七年国家予算は、当初予算約八千五百億に達しております。これを二十六年の当初予算約六千五百億に比べますと約二千億の大膨張であります。この大膨張のすべては軍事的軍事支出でありまして、米軍の駐屯費、安全保障費、警察予備隊費約二千億を支出していることは周知の通りであります。この間、わずか五十億の平衡交付金の増額を行つてゐるのみであります。地方財政に對しては、ほとんど何らの顧慮も拂わず、所得税等、税の主たる部分を中央において占有し、平衡交付金を削減し、あまつさえ地方の責任において借り入れますところの地方債に至るまで重大なる制限を加へてゐるのであります。政府は、まったく中央における植民地的軍事予算の確保のために地方財政を犠牲にしてゐるのでございます。ここに地方財政破綻の第一の基本的な原因が横たわつてゐるのであります。

しかも、政府の軍事産業偏重の産業政策及び中日貿易あるいは日ソ貿易等の禁止の向米一切削の貿易政策は、完全に地方の平和産業、あるいは民族資本を崩壊せしめて、地方の財源を完全に枯渇せしめてゐるのであります。一方、奴隸的な低賃金と略奪的な重税との挾撃にあひまして、国民の大半は完全に担税力と納税意欲を喪失してゐるのであります。従つて、地方自治体といたしましては、急激に増大する財政需要に對し、平衡交付金等の国家よりの支出以外には、地方にはまったく財源を求める余地がないのであります。ここに地方財政破綻の第二の原因があるものであります。

さらに政府は、何ら財政的裏づけなくして徴兵事務、住民登録事務、防空事務、軍事土木事務、あるいは政治警察事務等々をどしどし地方に押しつけまして、その費用を地方の負担に転嫁せしめてゐるのであります。さらに民生關係事務、社会關係事務等も地方へ移管いたしまして、中央はその責任と経費の負担をまねかれようとしてゐるのであります。ここに地方財政破綻の第三の根本的な原因があるのであります。

かくて、地方自治体の財政破綻、赤字市町村の続出が全国的現象となつて現れてゐるのは当然であります。この法案の提案理由、趣旨説明によるところの岡野國務大臣の言葉によりまして、次のように明言されております。地方団体の財政状態をながめますと、若干の例外を除き、ひとしく財源枯渇に苦慮してゐるのであります。昭和二十五年年度の決算において、形式上も赤字を出してゐる団体は、四十六都道府県の中では四団体、五大市の中では三団体、その他の二百六十有余の都市の中では約三割に上る八十一団体、一万町村の中では約四百の団体に達してゐるのであります。形式上は赤字決算をいたしませんでも、實質上赤字であつた団体は、おそらくこの数倍に上るものと想像されるのであります。地方団体が財政的に異常の窮迫状態にあるといふことは、何人もこれを認めざるを得ないのであります。これははかならない政府自身の告白であります。

しかも、政府は、かかる事実を認めながらも、問題の正しい解決の方向へは向かないで、かえつて逆に一層事態を悪化させる手段を採用したのであります。すなわち、政府に真に地方財政を確保し、地方自治を確立する意図があるものであるならば、政府は、今ただちに、上に述べたような地方財政破綻の根本的原因を除却するために、中央の軍事予算を差し、中央より地方への十

次は、国民健康保険税の適用の範囲の拡大であります。国民健康保険経済の行詰りは、政府の社会保障費の削減と、低賃金による勤労階級の生活の破綻がその根本的な原因であることは明白であります。これが解決はあくま

ち、修正案は、何ら以上のごとき改正
 原案の持つところの欠陥を修正するも
 のではなく、改正案とはまったく別個
 な、現行地方税に對するところの修正
 であります。しかも、この修正はまづ
 たく無責任きわまるものでありまし

請和條約あるいは先国行政協定に基づくところの軍事植民地政策を強行せんとしていることは明白であります。その行政的、財政的しわ寄せを地方団体と国民の肩に転嫁せんとしておることもまた明白であります。その結果といったし

す。まして、最近のメーデー事件の結
 驗は、政府の売国政策がいかに破廉墮
 きわるものであり、祖國と國民の敵
 であるかをはつきりと全国民に教えて
 があるのであります。かかる状態のもと
 で、なおかつ歴大売国増税を強行せん

とするならば、政府は当然重大な反響を覚悟すべきであります。ここから生ずる一切の事態の責任はあくまでも政府にあることを断言しておくものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 床次徳二君。

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 私は、改進黨を代表いたしまして、ただいま上程せられた地方税法の一部を改正する法律案の原案並びに修正案に對しまして賛成の意を表するものであります。(拍手)

提案せられたところの政府の原案は、きわめて事務的な改正案でありまして、これにわれわれの修正意見を数点にわたつて追加いたしましたのであります。業種間の負担の均衡と、負担の減少と、徴税強化とをあわせ行いました結果、納税の適正と円滑をはかり、さらに国民文化生活に即するがごとく一部の負担軽減を行ひましたので、ここに賛成の意を表する次第であります。しかしながら、政府は、この地方税制の根本問題に關しましては未解決の点を残しておるばかりでなく、政府は地方税制そのものに對する態度において根本的な誤りを犯しておるのであります。この点を指摘いたしまして反省を促すとともに、わが改進黨の所信を明らかにいたしたいと思ふのであります。

第一に、現下の地方財政の急務は、財源の充實をはかるとともに、その財

源は可及的の地方の自主的な財源となすべきであるのであります。改進黨は、必要な平衡交付金總額を確保するとともに、地方の赤字を解消し、さらに酒税またはタバコ専売益金を、消費税あるいは還付税という形におきまして地方に移動、還付し、もつて地方財源の充實をはかることを強く主張いたしておるのであります。これは今日すでに輿論になつておるのであります。

また、この点は、岡野自治庁長官のきわめて大きな失策であると断言するものであります。

第二は、附加価値税に對する政府の無定見を追及いたしたのであります。われわれは、新地方税法制定以來、附加価値税がわが國の実情に沿わざるゆえんをしばしば述べておりました。これにかうるに現行事業税並びに特別所得税を大幅に改善いたしまして、中央企業の税金の重圧を軽減するとともに、担税能力にふさわしい事業税を創設することを主張しておるのであります。しかるに、政府は、附加価値税新設以來、引続きその実施を延期し、本年一月より実施すべきところをさらに一年延期しておるのであります。これは、はたして將來の方針はいかがであるか、はたして將來の方針はどうか、ありましようか。もとより、われわれの主張に追隨することについては異存はないのであります。法律施行後二度延期し、三年を経過するにもかかわらず、將來の方針が明瞭でないといふことは、法律の權威を失墜するものはなほだしいといふべきであります。すみやかに、われわれの主張に基き、事業税の改善へと決意することを勧告するものであります。

第三には、納税者の納得のできる徴税を行ふべきこととあります。今次の修正によりまして、負担の均衡、税率の合理化のために、税率の軽減もある程度実施いたしました。これには納

税の勵行と徴税の適正な強化が行われなければならぬのであります。適正なる課税に對する滞納は、あくまでもこれを追究整理することの努力が必要なのであります。入場税及び遊興飲食税については、從來この点において大きな欠陥を有しておつたのであります。この際納税の徹底を期すべきものであります。われわれは、あえて遊興に對して軽減をはかる考へはないのであります。納税の確立を期するといふ意味におきまして、今回修正に賛成いたしましたのであります。なお入場税、飲食税の兩者につきましては、税率の軽減は当然入場料及び飲食料金の低下を來すべきことを予期いたしておるのであります。この点に關しましては、政府に對して十分なる善処を要望するのであります。なお現行税制におきましては、市町村民税の軽減あるいは固定資産税の評価の適正化、その他多くの問題があるのであります。將來の行政事務再配分等を考慮し、すでに述べました線によつて根本的な解決を要望することを明らかにいたしておきたいと存じます。

最後に、修正案に伴うところの財源の補償に關しまして、一言所見を明らかにしておきたいのであります。修正によるところの減税額は、本年十月より減税を実施いたすといひまして、約五十億圓と見られておるのであります。改進黨をいたしましては、將來地

方財源の充實を予期いたしました。酒税並びにタバコ専売益金の一部を國より地方へ還付、移動する考へであるのであります。自由党では、あるいは平衡交付金の増額によることも考へておりますが、いずれにいたしましても、確實に財源を補償すべきことは当然であります。政府が対策を考慮する余地を與へ、施行の実施時期につきましては一応政令に譲ることになつておるのであります。政府はこの國會の意思を十分に尊重し、おそくも補正予算編成の際におきましては、来る十月より減税を実施すべく措置し、しかも明年度におきましては、地方財源の自主性をより一層確保するがごとく対処しなければいけないと考へておるのであります。この点は特に附帶決議におきまして明らかにいたしたところであります。

以上、改進黨の地方税法に對するところの所信を明らかにいたしまして、賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。まず委員長報告にかゝる修正につき採決いたします。委員長報告にかゝる修正に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて委員長報告にかゝる修正は可決せられました。

次に委員長報告にかかる修正を除いた原案につき採決いたします。その他は原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつてその他は原案の通り決しました。

第九 日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第九、日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第三條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第一條第四号を削り、同條第三号を次のように改める。
三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労働に服する者
(国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正)
第四條 国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。
第四條を削る。
(政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部改正)

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案
日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案
日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案
日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

第一條 国家公務員法(昭和二十二

年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條 第三項第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六 削除
十七 削除

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第二十四号を次のように改める。
第二十四 削除
第十一條を次のように改める。
第十一條 削除

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第三條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第一條第四号を削り、同條第三号を次のように改める。
三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労働に服する者
(国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部改正)
第四條 国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二号)の一部を次のように改正する。
第四條を削る。
(政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部改正)

第五條 政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
本則但書中「同法第十一條」を「同法第十一條(第一号を除く。)」に改める。
(旧政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の規定の廃止)
第六條 政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定によりなおその効力を有する旧政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第十一條第二号中「公共事業費」とあるのは、「公共事業に關する経費及命令で定めるもの」と読み替へるものとする。
(連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労働に服する者等に支拂すべき給料その他の給与の支拂事務の処理の特例に関する法律の一部改正)
第七條 連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労働に服する者等に支拂すべき給料その他の給与の支拂事務の処理の特例に関する法律(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。
題名中「連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労働に服する者」を「駐留軍労働者に改め、本則第一項中「連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労働に服する者及び公共事業費又は米國対日見返資金」を「日本国とア

メリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労働に服する者及び公共事業に關する経費で大蔵大臣が指定するもの」に改める。
(駐留軍労働者の身分)
第八條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」といふ)に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労働に服する者で國が雇用するもの(以下「駐留軍労働者」といふ)は、国家公務員でない。
2 駐留軍労働者は、国家公務員法第二條第六項に規定する勤務者と解してはならない。
第九條 駐留軍労働者の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ。
2 駐留軍労働者の給与その他の勤務條件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の勤務條件を考慮して、調達庁長官が定める。
附則
1 この法律は、公布の日から施行し、第六條の規定及び第七條(公共事業費に係る改正の部分)に限る。の規定は、昭和二十七年四月一日から、これらの規定以外の本則の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、條約の効力発生の日から適用する。
2 駐留軍労働者の給与その他の勤務條件については、調達庁長官が第九條第二項の規定により定めるまでの間は、同項の規定にかかわ

らず、條約の効力発生の日において定められている連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労働に服する者(以下「連合国軍労働者」といふ)の給与その他の勤務條件の例による。
2 連合国軍労働者であつて、條約の効力発生の日において引続き駐留軍労働者となつたものが退職した場合においては、その者が連合国軍労働者として在職した期間に對しては、第九條第二項及び前項の規定にかかわらず、その者が條約の効力発生の日から三十日前に解雇の予告を受け、且つ、その日において解雇されたものとみなし、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)附則第四項の規定を適用して計算した額とその額に對し條約の効力発生の日翌日から退職の日までの日数に應じ一年につき五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
〔最終号の附録に掲載〕
〔西村英一君登壇〕
○西村英一君 たいだいま議題となりまして、日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の

実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
〔最終号の附録に掲載〕
〔西村英一君登壇〕
○西村英一君 たいだいま議題となりまして、日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の

実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
〔最終号の附録に掲載〕
〔西村英一君登壇〕
○西村英一君 たいだいま議題となりまして、日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の

実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
〔最終号の附録に掲載〕
〔西村英一君登壇〕
○西村英一君 たいだいま議題となりまして、日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の

実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、日本国との平和條約の効力の発生並びにアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴い、日本政府が雇用する連合国軍労働者について国家公務員法等の關係法律を整備する必要があること及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊のために勤務に服する駐留軍労働者の身分の取扱い及びこれら労働者の給與その他の勤務條件の取扱い等について、所要の規定を設けることを目的とするものでございます。

建設委員会におきましては、去る四月二十八日、本法案が付託されました以来、四回にわたり委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。審議は、退職手当の支給の問題に集中されたのでありますが、これはすなわち、連合国軍労働者であつて、條約の効力発生の日以後なお引続き駐留軍労働者となつた者においても、條約の効力発生の日をもつて国家公務員の身分を離れるのであるから、退職手当はそのときに当然支拂われるべきものであるといふ問題であります。これに對して、政府側といたしましては、實質的には雇用關係が継続しており、雇用主も日本国であることにかわりはないのであるから、この際連合国軍労働

者としての在職期間に對する退職手当は一応精算しても、その支給は將來駐留軍労働者でなくなつたときに行いたいの答弁でございました。

かくして討論に入り、自由党を代表して私から、国家公務員として在職した期間中の退職手当は身分が変更した際に支拂われるのが至当であり、政府は至急に予算措置を講じて、本人が希望する場合はこれを支拂い得るように措置すべきであるとの條件を付して原案に賛成する旨の討論があり、続いて改進黨を代表して村瀬宣親君より、ほゞ同趣旨の賛成討論がございました。統一して採決いたしました結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、簡單ではありまするが、審議の経過並びに結果を御報告申し上げた次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣

提出、地方公務員法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられませんでした。

地方公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事吉田吉太郎君。

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第三号中「參與」の下に「調査員、嘱託員」を加える。

第七條第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方自治法第五十五條第二項の市以外の市で人口(官報で公示された最近の國勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ)十五万以上のもの、は、條例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村、特別区及び地方公共団体の組合は、條例で公平委員会を置くものとする。

地方公務員法の一部を改正する法律案

第七條に次の一項を加える。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は当該都道府県の人事委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

第九條第九項を次のように改める。

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員(第七條第四項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた都道府県の人事委員会の委員については、当該都道府県に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む)の職を兼ねることができない。

第九條第十項を削り、同條第十一項を同條第十項とし、同條第十二項を同條第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第三十條から第三十八條までの規定は、常勤の人事委員会の委員の職務に、第三十條から第三十四條まで、第三十六條及び第三十七條の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の職務に準用する。

第十二條第二項中「委員長」を「委員」に改め、同條第五項中「第一項」を「第一項及び第四項」に改め、同條第七項及び第八項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同條第四項を同條第五項とし、以下一

項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第七條第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体は、第一項の規定にかかわらず、事務局を置かないで事務職員を置くことができる。

第四十五條に次の三項を加える。

2 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に對し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができ

る。

3 前項の請求があつたときは、人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当局に通知しなければならない。

4 第二項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

附則第一項中「一年六月」を「二年」に、「二年」を「二年六月」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方公務員法第七條第三項の規定により公平委員会を置くものとされた地方公共団体がこの法律施行の際現に置いている人事委員会は、この法律施行の日から六月以内に限り、在続させることができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、地方公務員法第十五條及び第十七條から第二十三條までの規定が施行されるまでの間においても、人事委員会は、任命権

八二七

一、去る十六日内閣から次の報告書を受領した。
社会保険制度審議会設置法第九條の規定に基く報告書
一、去る十七日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

国家地方警察 柴田 達夫
本部総務部長 山崎小五郎

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十七日議長において承認した柴田達夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律
信用金庫法施行法の一部を改正する法律

開税法の一部を改正する法律

一、昨十九日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

電気通信大臣 大泉 周蔵
官房審議室長 山岸 重孝

電気通信大臣 山岸 重孝
官房人事部長 花岡 薫

電気通信省業務 花岡 薫
局國際通信部長 楠坪 正義

外務省情報 楠坪 正義
文化局長 板野 学

郵政省郵務局長 板野 学
一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、昨十九日議長において承認した楠坪正義、板野学を同日政府委員に任命した旨、また同日(郵政省郵務局長)松井一郎の政府委員を免じた通知を受領した。

一、去る十五日予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 有田 二郎君(理事有田二郎君去る五月二日委員辞任につきその補欠)

一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 木村 榮君
人事委員 井之口政雄君
大蔵委員 高田 富之君

水産委員 今野 武雄君
通商産業委員 青野 武一君
郵政委員 大西 弘君

電気通信委員 降旗 徳弥君
労働委員 上林與市郎君
予算委員 岡崎 勝男君

懲罰委員 角田 幸吉君
一、去る十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 高田 富之君
人事委員 今野 武雄君
大蔵委員 木村 榮君

水産委員 井之口政雄君
通商産業委員 上林與市郎君
郵政委員 降旗 徳弥君

電気通信委員 大西 弘君
労働委員 青野 武一君
予算委員 角田 幸吉君

懲罰委員 岡崎 勝男君
一、去る十六日建設委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 前田榮之助君(理事前田榮之助君去る十三日委員辞任につきその補欠)

一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 高田 富之君
人事委員 木村 榮君

大蔵委員 今野 武雄君
水産委員 井之口政雄君
通商産業委員 青野 武一君

郵政委員 大西 弘君
電気通信委員 降旗 徳弥君
労働委員 上林與市郎君

予算委員 岡崎 勝男君
懲罰委員 角田 幸吉君
一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 三宅 正一君
地方行政委員 有田 二郎君
永井 要造君

野原 正勝君
法務委員 角田 幸吉君
大蔵委員 木村 榮君

門脇勝太郎君
文部委員 鹿野 彦吉君
厚生委員 阿 良一君

水産委員 田淵 光一君
通商産業委員 井之口政雄君
小玉 治行君

郵政委員 田代 文久君
労働委員 米原 昶君
予算委員 森 幸太郎君

天野 公義君
小野瀬忠兵衛君
益分 秀次君

決算委員 井之口政雄君
議院運営委員 田淵 光一君
懲罰委員 岡崎 勝男君

西村 直己君
森 幸太郎君
天野 公義君

天野 公義君
大泉 寛三君
佐藤 親弘君

一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 木村 榮君
人事委員 今野 武雄君

大蔵委員 井之口政雄君
水産委員 青野 武一君
通商産業委員 大西 弘君

郵政委員 降旗 徳弥君
労働委員 上林與市郎君
予算委員 岡崎 勝男君

懲罰委員 角田 幸吉君
一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 高田 富之君
人事委員 木村 榮君

大蔵委員 今野 武雄君
水産委員 井之口政雄君
通商産業委員 青野 武一君

郵政委員 大西 弘君
電気通信委員 降旗 徳弥君
労働委員 上林與市郎君

予算委員 岡崎 勝男君
懲罰委員 角田 幸吉君
一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 高田 富之君
人事委員 木村 榮君

大蔵委員 今野 武雄君
水産委員 井之口政雄君
通商産業委員 青野 武一君

郵政委員 大西 弘君
電気通信委員 降旗 徳弥君
労働委員 上林與市郎君

予算委員 岡崎 勝男君
懲罰委員 角田 幸吉君
一、去る十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

田淵 光一君
大泉 寛三君
西村 直己君

有田 二郎君
高田 富之君
前尾繁三郎君

三宅 正一君
水産委員 小玉 治行君
通商産業委員 井之口政雄君

永井 要造君
横田滋太郎君
郵政委員 田代 文久君

米原 昶君
天野 公義君
予算委員 森 幸太郎君

島村 一郎君
甲木 保君
小川原政信君

決算委員 米原 昶君
議院運営委員 寺本 齊君
懲罰委員 岡崎 勝男君

黒澤富次郎君
田淵 光一君
角田 幸吉君

天野 公義君
大泉 寛三君
森 幸太郎君

増田甲子七君
益分 秀次君
一、去る十七日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田万 廣文君(理事石川金次郎君去る四月三十日委員辞任につきその補欠)

一、去る十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 井上 知治君
人事委員 木村 公平君

山口六郎次君
今野 武雄君
水産委員 木村 榮君

一、去る十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 井上 知治君
人事委員 木村 公平君

山口六郎次君
今野 武雄君
水産委員 木村 榮君

一、去る十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 井上 知治君
人事委員 木村 公平君

山口六郎次君
今野 武雄君
水産委員 木村 榮君

一、去る十七日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 井上 知治君
人事委員 木村 公平君

運輸委員 玉置 信一君
満尾 君亮君
予算委員 小川原政信君

懲罰委員 増田甲子七君
一、去る十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 満尾 君亮君
島山 鶴吉君

玉置 信一君
木村 榮君
水産委員 今野 武雄君

運輸委員 山口六郎次君
木村 公平君
井上 知治君

予算委員 増田甲子七君
懲罰委員 佐藤 親弘君
一、昨十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 玉置 信一君
島山 鶴吉君

満尾 君亮君
加藤 充君
法務委員 木村 公平君

運輸委員 井上 知治君
山口六郎次君
郵政委員 犬養 健君

電気通信委員 石原 登君
労働委員 川崎 秀二君
予算委員 志田 義信君

懲罰委員 黒田 壽男君
一、昨十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 石田 一松君
梨木作次郎君

井上 知治君
木村 公平君
山口六郎次君

今野 武雄君
木村 榮君
水産委員 梨木作次郎君

一、昨十九日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 井上 知治君
人事委員 木村 公平君

山口六郎次君
今野 武雄君
水産委員 梨木作次郎君

一、昨十九日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 井上 知治君
人事委員 木村 公平君

山口六郎次君
今野 武雄君
水産委員 梨木作次郎君

一、昨十九日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 井上 知治君
人事委員 木村 公平君

運輸委員

玉置 信一君 島山 鶴吉君
滿尾 君亮君 石原 登君
郵政委員 犬養 健君
電気通信委員 石田 一松君
労働委員 小野瀬忠兵衛君 石野 久男君
懲罰委員 稻葉 修君 加藤 光君

一、労働委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
労働関係調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

地方公営企業労働関係法案(内閣提出第二二三号)

一、意見を聞くこととする問題

労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求め。

昭和二十七年五月十四日

労働委員長 島田 末信

衆議院議長林義治殿

一、去る十五日労働委員長から次の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案

労働関係調整法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第二二〇号)

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

地方公営企業労働関係法案(内閣提出第二二三号)

一、意見を聞く問題

労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について
一、公聴会の日時
昭和二十七年五月十九日及び二十日 午前十時
右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十七年五月十五日

労働委員長 島田 末信

衆議院議長林義治殿

一、去る十五日議員から提出した議案は次の通りである。

地方自治法の一部を改正する法律案(大石ヨシエ君外七名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(前尾繁三郎君外五十九名提出)

破壊活動防止法案に対する修正案(中村又一君外二名提出)

一、去る十五日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

破壊活動防止法案

公安調査庁設置法案

公安審査委員会設置法案

一、去る十五日次の内閣提出案(衆議院回付)に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

一、去る十六日衆議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案

一、去る十六日衆議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

国際計数センターの設立に関する條約の締結について承認を求めるの件

一、去る十六日衆議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

木船運送法案

耐火建築促進法案

一、去る十六日衆議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方財政法の一部を改正する法律案

統計報告調整法案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、去る十七日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出)

一、昨十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

輸出取引法案

一、昨十九日衆議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

貸付信託法案

一、昨十九日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案

一、昨十九日衆議院から受領した同院継続審査案は次の通りである。

会社更生法案

破産法及び破産法の一部を改正する法律案

一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

会社更生法案(第十回国会内閣提出第一三九号)(衆議院送付)

破産法及び破産法の一部を改正する法律案(第十回国会内閣提出第一四一号)(衆議院送付)

以上二件 法務委員会 付託

貸付信託法案(内閣提出第一三〇号)(衆議院送付)

連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案(内閣提出第一四五号)(衆議院送付)

文部委員会 付託

輸出取引法案(内閣提出第一三九号)(衆議院送付)

一、昨十九日衆議院から回付された本院提出案は次の通りである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、昨十九日衆議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案

信用金庫法施行法の一部を改正する法律案

一、昨十九日衆議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

関税法の一部を改正する法律案

一、去る二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中曾根康弘君提出温泉保護に関する質問に対する答弁書

【参照】

温泉保護に関する質問主意書

一 温泉の保護に關して大なる障害となつてゐるものは、第一に温泉法と鉱業法との間の矛盾である。

鉱業法によつて許可される鉱物資源の採掘を温泉法によつて禁止することはできず、温泉保護区域の設定については常に鉱区の設定との調和を欠き、しばしば訴訟によつて解決を計らねばならぬ現状にたち至つてゐるのである。一例をあげるならば、目下総理府土地調整委員会に提訴されてゐる伊豆伊東温泉と金嶺試掘鉱区設定との問題のごときは、けんけんごうごうたる世論を巻き起こし、直接行動にまで発展せんとするかのとき、形勢を示してゐるのである。

鉱山採掘あるいは試掘のために附近温泉地の温泉が枯渇し、倒壊した例は非常に多く、温泉法と鉱業法との調整は學術的に深い研究を要するもので、地方官庁において解決、処理できない問題であると思はれる。

ここにおいて、この問題解決のために、厚生省内に温泉科学者を網らする研究機関を設け、これに当らしめることが温泉行政の急務であると思はれる。

二 温泉保護の上に最も重要なことは、温泉の濫掘防止である。

現在、温泉の湧出はもつぱら温泉井によつて行われてゐるが、統

制なき温泉井濫掘によつて、湧出量を減じ、温度を下降せしめるまでに至つてゐる。濫掘によつて、一見温泉の繁栄をきたしているかに見えるが、実は温泉源を破壊し、徐々にその荒廢を招きつつある例は熱海温泉を始めとして、枚挙にいとまなきほどである。

これは、温泉は掘れば掘るほど湧出するという誤つた考え方に基いてゐるものであるが、これが防止のために、各都道府県に温泉審議会が設置せられ、努力されてゐるが、同審議会の委員は業者が大多数を占めてゐる關係上、學術的根據に立つ場合が少ないようである。

ゆゑに、厚生省内に温泉課のごときものを設け、大局より見た濫掘防止を徹底的に行わしむることが必要と思われる。

以上二点について、政府の見解及びいかなる施策を用意しているかを質問する。

右質問する。

昭和二十七年五月二日

茂

内閣総理大臣 吉田

茂

衆議院議長林義朗

茂

衆議院議員中曾根康弘君提出温泉保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中曾根康弘君提出温泉保護に関する質問に対する答弁書

一 温泉掘さくごとの鉱物資源探掘との問題点については、土地調整委員会設置法により、鉱区禁止地域を

設けることにより解決を図つてゐるが、更に法律上及び技術上の調整を要する点もあるので、その対策について目下研究中である。なお、伊豆伊東温泉附近の鉱区禁止地域については、近く土地調整委員会より指定される予定である。

二 温泉源が、濫掘によつて湧出量の減少、温度の下降等をきたしている例があるが、これに対し温泉源枯渇防止のため根本的対策を講じたい。このため温泉科学者その他学識経験者の意見を聴く等により、各都道府県の温泉行政並びに温泉審議会の運営等に関し強力な指導を行い、温泉源保護に万全を期するよう措置したい。

右答弁する。

去る七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員林好次君提出簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問主意書

第十回国会を通過した資金運用部資金法によつて、主題年金の積立金は、現在大蔵省資金運用部に預託され、他の政府資金とともに一括運用されている。

しかしながら、これが創始の當時、すでにかかる資金は、一般財政の用に供することは絶対に避け、もつぱら社会政策的事業に使用すると同時に、あくまで加入者階級の福祉増進のために用いると明言され、その契約募集の維持と該資金の運用権との一体性が確認されてきたのである。

る。もち論、戦時中の資金統制や戦後の占領政策等により、現象面に多少の経緯があつたにせよ、今や資金運用権の自主性回復すなわち郵政省への復元という要請は、加入者階級の利益擁護という本来の立場から世論の強力な支持を反映しつつある。

しかも、ドッジ書簡に基く資金運用部資金法は、政府によつて「ごく臨時的のもの」と説明され、また、法案通過の際、参議院では「あたう限り近い将来において、郵政省にその運用権を移管する要あり」との附帯決議が行われ、政府もこれに善処を約してゐるのである。

今や、地方公共団体の財政整理の窮状は社会政策的事業の停滞を招き、これが地方債の消化、ことに長期資金の調達に全く行詰りの実情である。主題の年金積立金に、本来果すべき使命を返して、かかる実情打開の一助たらしむるには、可急の速やかに該運用権を郵政省に復元しなければならぬ。

以上の点に対する政府の所見如何。

右質問する。

昭和二十七年五月七日

内閣総理大臣 吉田

茂

衆議院議長林義朗

茂

衆議院議員林好次君提出簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員林好次君提出簡易生命保険及び郵便年金の積立金の

運用に関する質問に対する答弁書
質問の内容が種々の問題を含んでゐるので、目下調査中であるから、追つて答弁する。

右答弁する。

衆議院会議録第三十八号中正誤

頁 段 行

誤

正

空一六 おいて借賃

おいて、借賃

空三三 末二 ついて

ついては

空二二 確認を得て

確認を得て

昭和二十七年五月二十日 衆議院會議録第四十三号

八三三

明治三十五年第三種郵便物認可
三月十一日

定価 一部 十 円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
印刷 刷 行
電話 九段 五二一五
原簿東京一九〇〇官報課